

第2 調査結果

1 制度の概要等

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症、知的・精神障害などで判断能力が不十分な人の権利を守るため、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の代理で財産管理や施設入所契約の締結等を行う制度として、平成12年に創設された。制度が始まってから25年余りが経過し、その利用者数は、令和7年12月末日時点で約26万人となっている。

民法（明治29年法律第89号）第7条により、家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等の請求により、「後見」開始の審判をすることができるとされ、同法第8条により、「後見」開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付するとされている（なお、市町村長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2により、民法第7条等の請求ができるとされている。）。また、同法第843条第1項により、家庭裁判所が、職権で成年後見人を選任するとされている。

なお、成年後見制度は、大きくは「法定後見制度」及び「任意後見制度」の2つに大別され、さらに、本人の判断能力により、「法定後見制度」は、「後見」、「保佐」及び「補助」の3つの類型に分類される（図1-1参照）。また、「保佐」及び「補助」についても、「後見」と同様に、本人等の請求により、家庭裁判所が本人の支援を行う者²である保佐人及び補助人を選任することが民法で規定されている。

「任意後見制度」は、将来に任意後見人から支援を受ける内容に関する契約を本人の判断能力があるうちに結んでおき、その後、本人の判断能力が不十分になった場合に当該契約を発効させ、任意後見人が事前に定められた内容の事務を本人に代わって行うものである。任意後見人の事務の開始は、本人の判断能力が不十分になった後に自動的に任意後見人によって開始されるのではなく、本人、配偶者、四親等内の親族等の請求により、家庭裁判所が任意後見監督人（任意後見人が適正に事務を行っているか監督する者）を選任することによって開始されることとなる。なお、任意後見制度の利用者数は、令和7年12月末日時点で約2,800人であり、成年後見制度の利用者全体の約1%となっている。

² 成年後見制度において、本人の支援を行う者は、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人といった種類があるが、以降は、まとめて「後見人」と記載することとする。なお、民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）により、同法施行（令和8年6月24日から2年6月を超えない範囲において政令で定める日）後は、成年後見人、保佐人は廃止され、補助人に一本化されたほか、任意後見人の事務の開始は、任意後見監督人の選任からではなく、任意後見開始の審判を受けてからとなった。

図 1-1 成年後見制度の構成



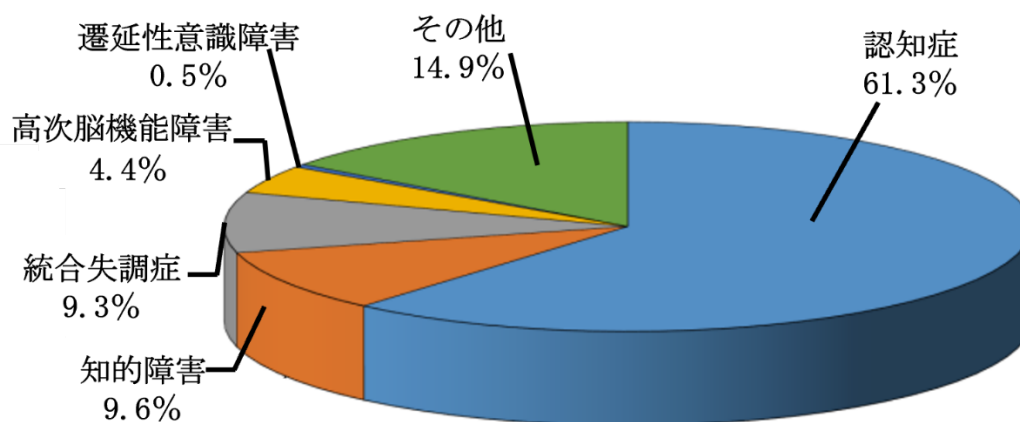
	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度 (本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。)	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておく、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

出典：パンフレット「成年後見制度 成年後見登記制度」(法務省民事局)

成年後見制度の利用者数は、令和元年12月末日に約22万人であったものが、年々増加しており、7年12月末日時点では、前述のとおり約26万人となっている。

成年後見制度をどういった者が利用しているかについて、その開始原因は、最高裁判所が毎年公表している「成年後見関係事件の概況」の令和7年の状況を取りまとめた結果(以下「成年後見関係事件の概況」という。)によると、認知症が61.3%、知的障害が9.6%、統合失調症が9.3%となっている(図1-2参照)。

図 1-2 利用開始原因別の割合

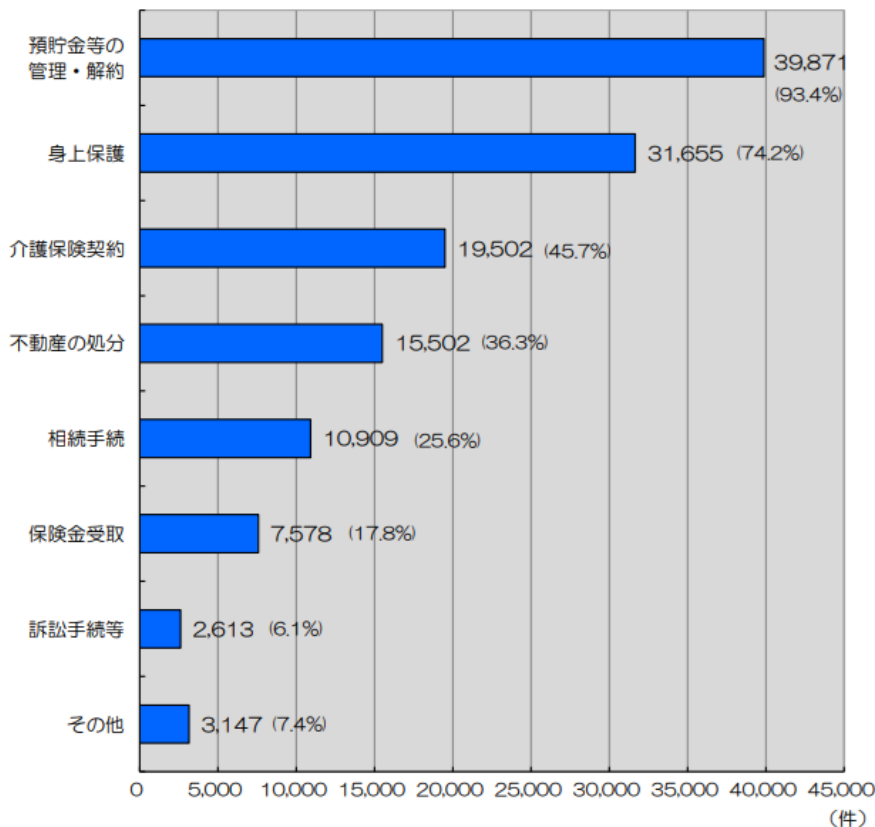


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

出典：「成年後見関係事件の概況—令和7年1月～12月—」（最高裁判所事務総局家庭局）
ただし、グラフは出典を基に当省で作成

また、利用の申立てをする主な動機は、「成年後見関係事件の概況」によると、「預貯金等の管理・解約」が93.4%、「身上保護」（生活費の管理、施設への入所契約等）が74.2%と多くなっている（図1-3参照）。

図1-3 主な申立ての動機別件数・割合



- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（42,674件）とは一致しない。
- (注3) 割合は、終局事件総数を母体としたものである。

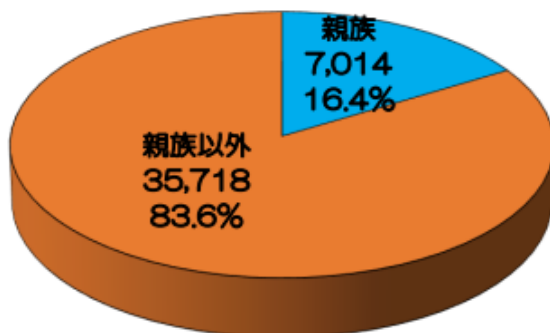
出典：「成年後見事件の概況—令和7年1月～12月—」（最高裁判所事務総局家庭局）

後見人としてどのような者が選任されているのかについては、「成年後見関係事件の概況」によると、利用者の親族が16.4%、親族以外が83.6%であり、親族の内訳をみると、子が52.0%と最も多く、親族以外の内訳をみると、司法書士が33.5%、次いで弁護士が

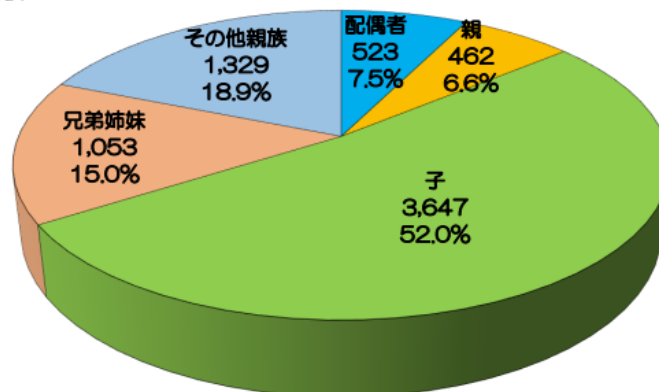
24.9%、社会福祉士が20.4%となっている（図1-4参照）。

図1-4 成年後見人等と本人との関係

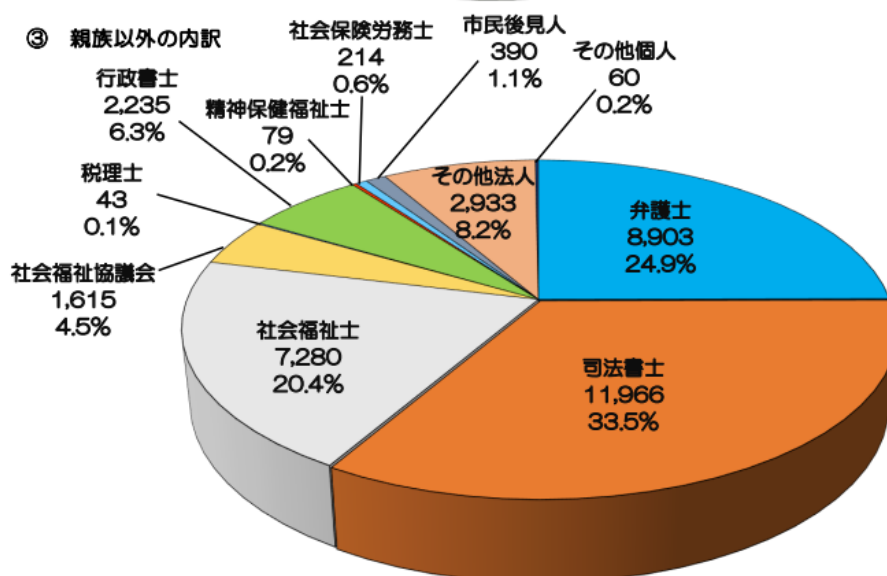
① 親族、親族以外の別



② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳



（注1） 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された場合の数値であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

（注2） 件数は成年後見人等が該当する「配偶者」、「弁護士」等の項目の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の項目に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
- (注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人326件、司法書士法人1089件、税理士法人1件、行政書士法人84件であった。）。
- (注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士及び社会保険労務士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。
- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
- ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
- ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

出典：「成年後見事件の概況－令和7年1月～12月－」（最高裁判所事務総局家庭局）
ただし、（注2）は出典を基に当省で作成

（2）成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、判断能力が不十分な人達を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあったことから、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）が制定され、制度の利用促進の基本理念、基本方針等が定められ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされた。利用促進法第4条で、国は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされた。また、利用促進法第5条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされた。さらに、利用促進法第12条の規定に基づき、国によって「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「第一期計画」という。）が策定された。

現行の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）は、令和4年度から8年度までを計画期間としており、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標として、「地域共生社会³の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援⁴」を位置付けた上で、地域連携ネットワーク⁵における権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。」としている。

また、第二期計画では、「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を挙げており、市区町

³ 制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくこと。

⁴ 地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動

⁵ 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

村及び都道府県には、行政として、福祉・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能（①権利擁護の相談支援⁶、②権利擁護支援チーム⁷の形成支援⁸、③権利擁護支援チームの自立支援⁹）を適切に果たすことが求められている。くわえて、第二期計画では、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が、市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要としている。

一方、家庭裁判所には、「制度の運用・監督」機能（①制度利用の案内、②適切な選任形態の判断（後見人の適切な選任）、③適切な後見事務の確保）を適切に果たすことが期待されている。

2 調査の視点

成年後見制度が施行されて 25 年余りが経過するとともに、その利用者数は約 26 万人に上るが、市区町村別にみると、その利用状況には大きなばらつきがみられる（図 2-1 参照）¹⁰。これについては、市区町村ごとの人口構成や福祉サービスの違い等を十分に考慮する必要があるものの、こうした利用状況のばらつきは、市区町村における利用促進に係る取組の違いが一因となっていることも考えられる。

⁶ 各種相談支援機関（地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の地域住民から相談を受けている機関）が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関（地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関）や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能

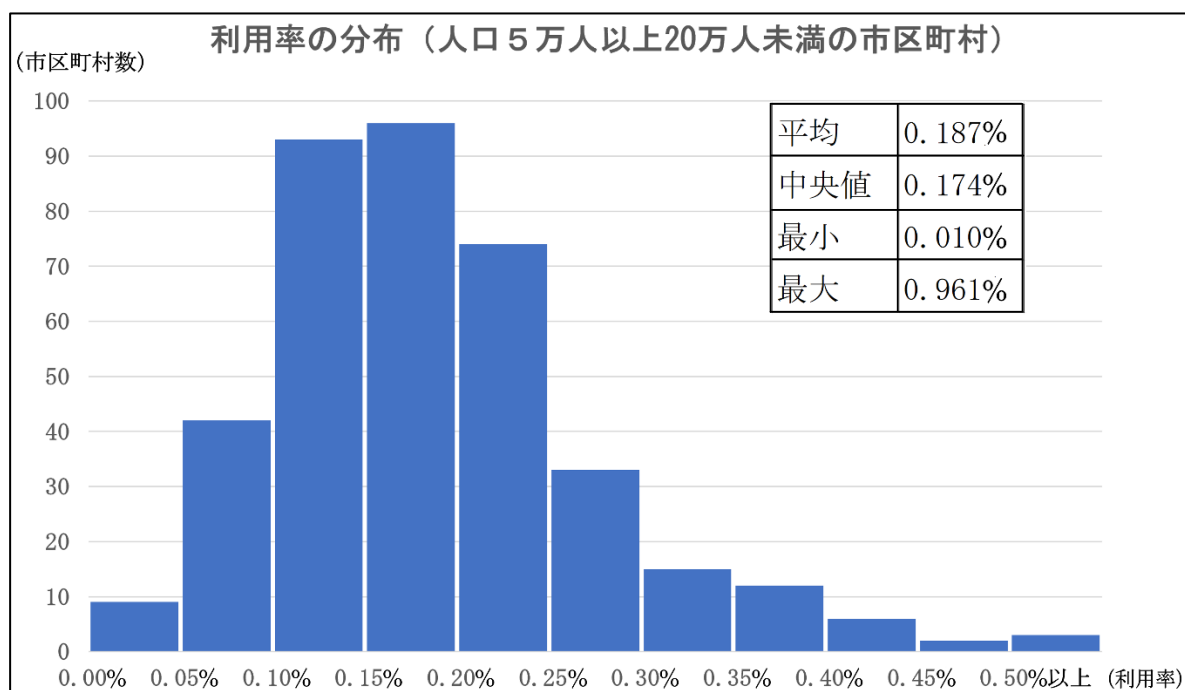
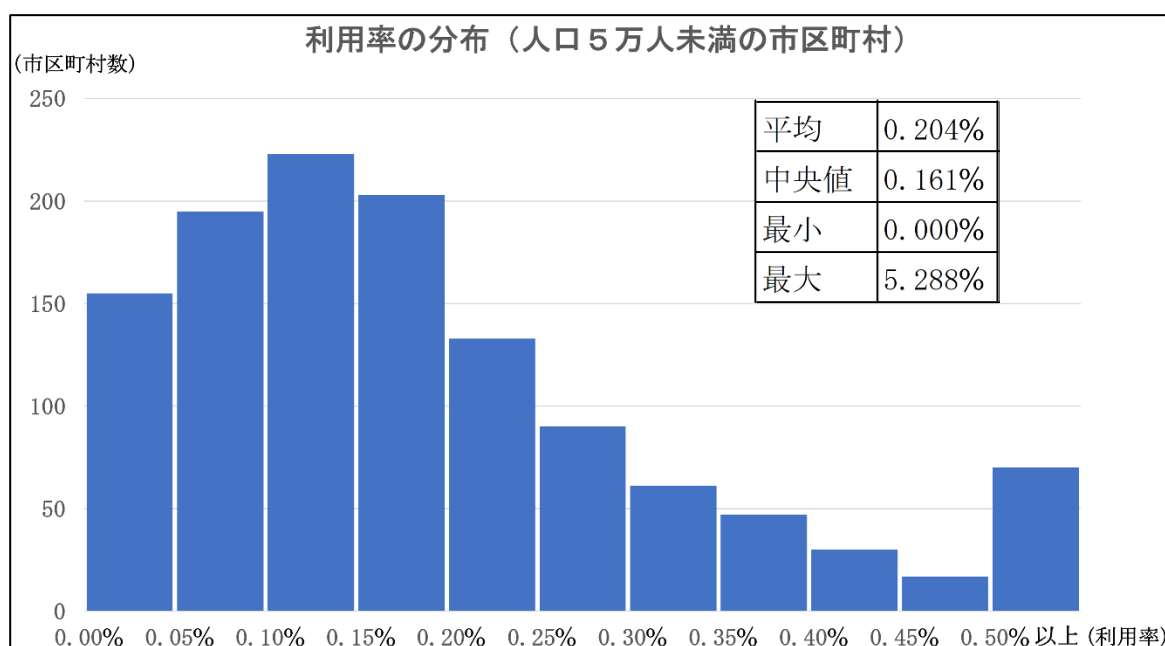
⁷ 権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み

⁸ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等の仕組みを活用して、成年後見制度の申立方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能

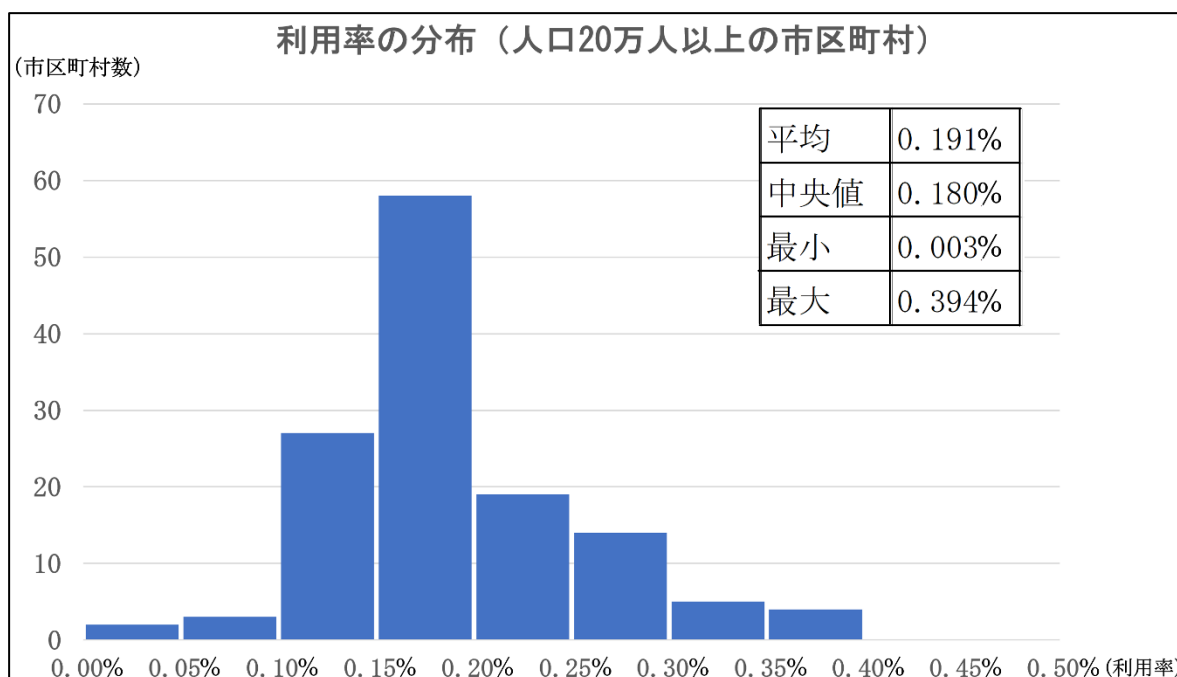
⁹ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能

¹⁰ 成年後見制度は、権利擁護を図るための仕組みの一つであり、他の手段により適切な権利擁護が図られる場合には必ずしも利用が求められるものではないことに留意が必要である。

図 2-1 利用率¹¹の階層別市区町村数



¹¹ 「令和 7 年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」（厚生労働省）による各市区町村の成年後見制度の利用者数を、当該市区町村の総人口で割った数字を利用率としている。



(注)「令和7年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(厚生労働省)の結果データを基に当省で作成

上記のような利用状況のばらつきを踏まえ、本調査は以下の3つの観点から調査を行った。

ア 市区町村等における制度の利用ニーズ及び利用実態の把握状況

利用促進法では、成年後見制度の利用促進に当たっての基本理念として、制度の利用に係る需要を適切に把握すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行うことを定めている。このことから、市区町村が制度の利用促進に取り組むに当たっては、制度の利用ニーズ(将来、想定される利用者数)及び利用実態(利用者数等の実績)を把握することは極めて重要である。住民の、誰が制度を必要としており、誰が制度を利用しているのか、また、利用できていないのかといった情報を市区町村が把握することは、市区町村自身が利用促進の必要性を実感し、主体的な取組を行うことにつながると考えられる。このため、制度の利用ニーズ及び利用実態の把握が市区町村による利用促進に向けた取組への第一歩となるとの観点から、市区町村等における制度の利用ニーズ及び利用実態の把握状況を調査した。

イ 中核機関等における制度の利用促進に係る取組状況

中核機関は、第一期計画及び第二期計画において、権利擁護の取組の中核を担う機関として位置付けられているが、その求められる役割は多岐にわたっている。今回の調査では、前述のとおり、市区町村における利用状況に大きなばらつきがみられることを踏まえ、「制度を必要とする人が制度を利用できているか」という観点から、制度の利用が想定される者に対し、適切な案内や情報提供がされ、制度の利用に結びついているかどうか、という制度の入口での取組が重要と考えられる。このため、第一期計画及び第二期

計画に位置付けられた中核機関の取組に加えて、成年後見制度の利用者のほとんどが高齢者又は障害者であることを念頭に、介護保険や障害福祉サービスでこうした利用者と日頃から接している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等に対しても調査を行い、成年後見制度を必要とする高齢者や障害者が、福祉の窓口から成年後見制度の窓口に適切につながれているかを調査した。

ウ 家庭裁判所と市区町村等の連携状況

成年後見制度は、家庭裁判所の審判により後見人を選任する仕組みであり、家庭裁判所には、こうした後見人の選任の役割だけでなく、制度の案内や、後見人選任後の後見人に対する指導・監督などの役割が求められている。具体的には、家庭裁判所と市区町村等は、成年後見制度の中でそれぞれ果たすべき役割が異なるものの、それぞれの役割に即したノウハウや人材が蓄積されており、両者が適切に連携することが質の高い後見事務につながると考えられる。しかしながら、これまで、家庭裁判所と市区町村等との連携について家庭裁判所を調査した事例はほとんど見当たらず、家庭裁判所と市区町村等との連携の状況は必ずしも明らかとはなっていない。このため、適切な後見事務を確保するために、各場面において家庭裁判所と市区町村等との連携が重要になるとの観点から、市区町村等に対して家庭裁判所との連携ニーズを調査すると同時に、家庭裁判所に対しても市区町村等との連携ニーズを調査した。

3 市区町村等における制度の利用ニーズ及び利用実態の把握状況

(1) 本項目の概要

本項目では、市区町村等による成年後見制度の利用ニーズ（将来、想定される利用者数）及び利用実態（利用者数、利用者本人の男女別・年齢別件数、開始原因（認知症、知的障害等）別件数、主な申立ての動機（預貯金の管理・解約、身上保護等）別件数、後見人と本人との関係（親族、弁護士、司法書士等）別件数など）の把握状況並びに、それぞれの情報の活用状況について調査した結果を取りまとめた。

また、利用実態に係るその他の参考情報として、市区町村又は中核機関が受け付けて把握している相談件数等を集計・分析しているか、他市区町村の利用者数を参考にしたことがあるかどうか、今後参考にしたいかについて調査した結果も取りまとめた。

(2) 利用ニーズの把握

ア 制度の概要

成年後見制度の利用ニーズの把握については、利用促進法第3条第2項において「成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。」とされている。さらに、利用促進法第11条において「成年後見制度の利用の促進に関する施策は（略）次に掲げる基本方針に基づき、

推進されるものとする。」とされ、同条第7号で「成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、（略）その他の必要な措置を講ずること。」とされている。

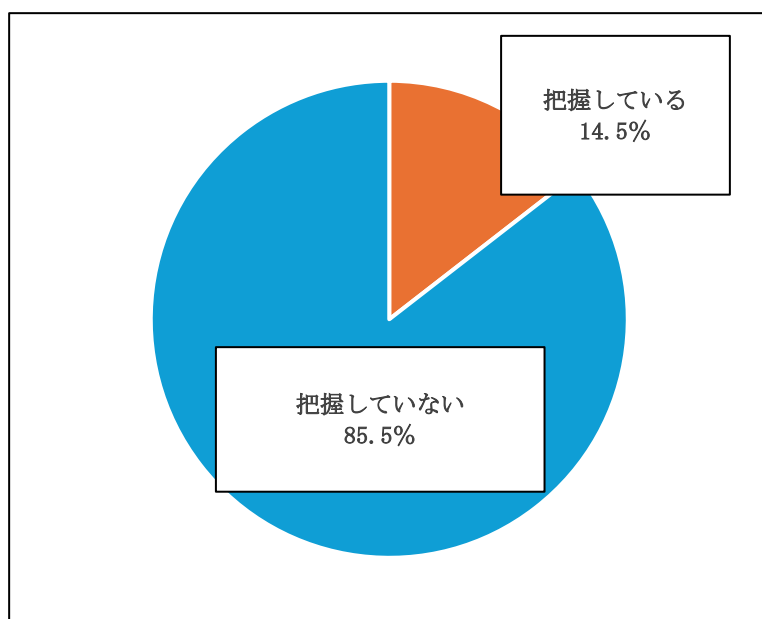
また、第二期計画では、市区町村が利用ニーズを把握することについて、「市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや（略）期待される。」とされている。

厚生労働省は、利用ニーズの把握方法について、平成30年から31年に作成した手引等に、市区町村が行ったアンケートや推計により算出したケースを参考事例として掲載し、ホームページで公表している。具体的には、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（平成30年3月成年後見制度利用促進体制整備委員会）において、人口、認知症高齢者数や療育手帳所持者数から利用ニーズを推計している市区町村の例を紹介している。なお、同手引きでは、都道府県による支援が効果的な事項として、管内の成年後見ニーズ・供給体制の把握を挙げている。さらに、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」（平成31年3月成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会）では、ニーズ調査のアンケート例として、調査対象となる事業者の例、調査の内容例を紹介しており、「成年後見制度利用促進 ニュースレター第7号（平成30年8月）」では、ニーズ調査について、収集すべきデータの例（認知症高齢者数、療育手帳A判定所持者数等）、調査対象となり得る事業者等の例（高齢者施設、介護支援専門員等）、調査内容の例（後見相当・保佐相当別に人数を聞くこと、判断能力の状態像（判断能力が不十分で福祉サービスの必要性を理解できない、判断能力が不十分で日常の金銭管理を超える法律行為を行えない等）を明示して聞くこと）を紹介している。

イ 基礎調査結果

基礎調査に回答のあった1,504市区町村から未回答の8市区町村を除いた1,496市区町村のうち、利用ニーズについて「把握している」とした市区町村は217（14.5%）、「把握していない」とした市区町村は1,279（85.5%）であった（図3-1参照）。

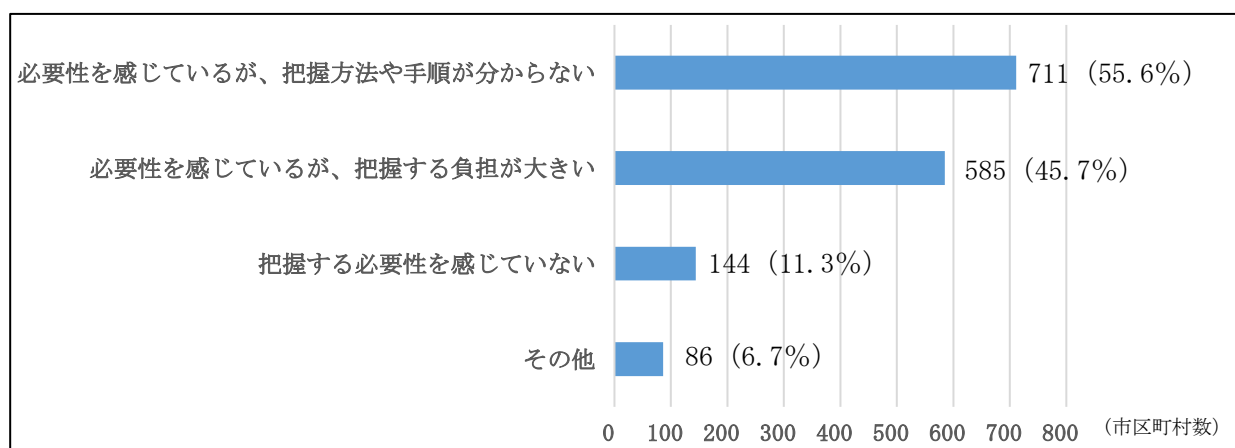
図 3-1 市区町村による利用ニーズの把握の有無



(注) 当省の調査結果による。

また、利用ニーズを把握していない理由については、把握していないと回答した 1,279 市区町村のうち、「必要性を感じているが、把握方法や手順が分からない」とした市区町村が 711 (55.6%)、「必要性を感じているが、把握する負担が大きい」とした市区町村が 585 (45.7%)、「把握する必要性を感じていない」とした市区町村が 144 (11.3%) であった (図 3-2 参照)。

図 3-2 利用ニーズを把握していない理由



- (注) 1 当省の調査結果による。
2 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

さらに、利用ニーズの把握方法については、利用ニーズを把握していると回答した 217 市区町村のうち、「住民や介護事業者等に対し、アンケートや聞き取り調査を実施して把握した」とした市区町村が 90 (41.5%)、「現在の認知症高齢者数や療育手帳所持者数等から将来の制度利用者数を推計した」とした市区町村が 93 (42.9%)、「その他」

とした市区町村が 23 (10.6%)、未回答であった市区町村が 11 (5.1%) であった。

なお、基礎調査に回答のあった 47 都道府県のうち、17 都道府県 (36.2%) で「利用ニーズを把握」しており、都道府県内の市区町村に対して「把握した利用ニーズの市区町村単位の数値を提供している」とした都道府県は 6 (12.8%) であった。

ウ 実地調査結果

(ア) 市区町村の具体的な利用ニーズの把握方法

利用ニーズの把握方法について調査した結果、その把握方法は市区町村で区々となっていたが、おおむね 2 つの方式に分類することができる (表 3-1 参照)。

表 3-1 利用ニーズの把握方法 (アンケート方式と推計方式)

方式	把握方法
アンケート、 聞き取り調査 (アンケート 方式)	圏域 (4 市町村) の高齢者施設、障害者施設等計 76 事業所をしつ皆調査し、「今後制度が必要な者」、「うち今すぐ必要な者」を把握
	高齢者や障害者福祉団体へ調査を行い、「自分の親や子ども等への成年後見制度の必要性」を把握
	市民、福祉関係活動者へ調査を行い、「自身の判断能力がなくなった場合に利用したいと思うか」を把握
	ケアマネージャーや地域包括支援センター、障害の相談担当者へ、細かい条件 (金銭管理ができない、親が亡くなったなど) を示して、条件に該当する人数を把握
認知症高齢者 数等から利用 者数を推計 (推計方式)	認知症高齢者 (日常生活自立度Ⅱa 以上) 数、療育手帳所持者数、精神障害者福祉手帳の所持者数
	認知症高齢者 (高齢者人口の 15% で推計) 数、療育手帳・精神障害者福祉手帳所持者数、日常生活自立支援事業の利用者数、人口の 1 %
	アンケートにより把握した「制度の利用意向あり」の割合 52.1% を市の 18 歳以上人口に乗じて算出
	単身の認知症・軽度認知症有病者推計値 (大学の研究により推計された年齢別の有症率を市の人口に乗じて算出)、中度以上の療育手帳所持者数、精神障害者福祉手帳 1 級所持者数
	65 歳以上の高齢者人口、障害者手帳所持者数
	認知症高齢者数 (県の調査数値、元は市町村の介護保険認定審査資料)、療育手帳所持者数、精神障害者福祉手帳所持者数
	推定認知症数 (65 歳以上人口に、厚生労働省老健局 2015 年 1 月 27 日公表「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による認知症有病率 17.5% を乗じて算出)、療育手帳所持者数、障害者福祉手帳所持者数

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 利用ニーズを把握するに当たっての課題

アンケート方式によって利用ニーズを把握している市区町村からは、「アンケートの調査項目の作成に苦慮した。特に民生委員による成年後見制度の理解が区々のため苦慮した」、「アンケート調査の実施に当たっては大学の先生と一緒に進めた」という事例や、「現実的に制度の利用が必要と考えられる者の把握が重要と考えるが、アンケートでどのように把握するのがよいか難しい」といった意見があり、アンケートの調査項目や配布先など調査設計に苦慮している実態がみられた。

また、推計方式によって利用ニーズを把握している市区町村からは、「認知症の有病者数や療育手帳、精神障害者福祉手帳の所持者数を用いては、後見人の担い手確保の観点からすると過大な数値となる」、「将来制度を利用したいと考える者全てが実際に制度を利用するとは限らないため、推計値は実際の利用ニーズよりも大きくなる可能性がある」といった意見があり、推計するための計算方法に苦慮している実態がみられた。

このほか、「国から利用ニーズの定義や客観的な推計方法が示されていないため、他の市区町村の推計方法を参考にしたが、市区町村で区々となっており、有効な方法を模索することになった」という意見もみられた。

(ウ) 都道府県が利用ニーズを把握している事例

都道府県が利用ニーズを把握している事例として、「県内全域の後見人の担い手育成の取組方針を策定するため、福祉施設の事業所に対するアンケート調査によるニーズ調査を実施している」事例がみられた。しかしながら、当該県は、「県内の市町村に対して、県内全体の数値は提供しているものの、市町村ごとの数値は提供していない」とのことであった。

また、今回調査対象とした一部の都道府県からは、「利用ニーズの把握について、市町村や中核機関が利用ニーズの調査を行うことが適当と考えるが、人口規模の小さい町村及びその中核機関（特に市町村直営や市町村社会福祉協議会が受託しているケース）の場合は、体制が弱い弱なため独力で利用ニーズを調査するのは困難ではないか」といった意見もみられた。

エ まとめ

今回調査した結果、利用ニーズを把握している市区町村は約 15%となっており、約 85%の市区町村が利用ニーズを把握していない状況であった。また、利用ニーズを把握していない市区町村のうち、半数以上の市区町村が「必要性を感じているが、把握方法や手順が分からない」ことをその理由として挙げており、「把握する必要性を感じていない」と回答した市区町村は約 1 割となっていた。

利用ニーズを把握するための方法としては、アンケート方式と推計方式とにおおむね二分されるが、このうち、アンケート方式は調査対象者の選定や質問項目の設計の

難易度が高く、もう一方の推計方式は具体的な推計方法が不明なため過大な数字が出る傾向にあるといった課題がみられた。このため、いずれの方式で市区町村が利用ニーズを把握するとしても、こうした課題を解決するための国（厚生労働省）による支援が必要と考えられる。

さらに、小規模自治体が単独で利用ニーズの調査を行うことには一定の限界があると考えられる中で、都道府県の役割が期待されるものの、都道府県が利用ニーズを把握して市区町村単位の利用ニーズを市区町村に提供している割合は少数であり、都道府県としてアンケート調査による利用ニーズの把握を行っていても、都道府県の業務に活用するだけで市区町村に提供していない事例もみられた。

【所見】

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 希望する市区町村が管内の利用ニーズを適切に把握できるよう、利用ニーズを把握するためのアンケート調査票の例を市区町村に示すことや、全国の利用者数等を基に、利用ニーズを推計するための具体的手法の例を市区町村に示すことなどにより、市区町村を支援すること。

（３）利用実態の把握

ア 制度の概要

利用実態の把握について、第二期計画では、「市町村計画の策定後は、地域連携ネットワークの日々の取組の中で実態を把握し、事業の改善や施策の立案等につなげることが重要」とされている。

利用実態について、最高裁判所は、「成年後見関係事件の概況」により、i) 申立件数、ii) 審理期間別の割合、iii) 申立人と本人との関係別件数、iv) 本人の男女別・年齢別割合、v) 開始原因（認知症、知的障害等）別割合、vi) 主な申立ての動機（預貯金の管理・解約、身上保護等）別件数、vii) 後見人と本人との関係（親族、弁護士、司法書士等）別件数、viii) 成年後見制度の利用者数等について、全国の件数や割合を毎年公表している。

成年後見制度では、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長等が家庭裁判所に申立てを行い、審判が開始されることになる。このため、市区町村は、市区町村長が申立てを行う場合などの一部の利用者数を除く市区町村単位の全体の利用者数や申立件数といった利用実態については、家庭裁判所からの情報の提供を受けない限り把握することができない。

イ 基礎調査結果

基礎調査に回答のあった 1,504 市区町村から未回答の 8 市区町村を除いた 1,496 市区町村のうち、「中核機関や市区町村が関与したケースのみ利用者数を把握している」とした市区町村は 736（49.2%）、「中核機関や市区町村が関与しないケースを含めた

全体の利用者数を把握している」とした市区町村は 693（46.3％）であった。

また、家庭裁判所や都道府県から「利用者数」以外の統計情報を受領した市区町村の件数及び割合は、「申立件数」の提供を受けている市区町村が 691（45.9％）と最も多く、次いで「後見人と本人との関係別件数」を受領した市区町村が 350（23.3％）であった（表 3-2 参照）。

表 3-2 市区町村が受領した統計情報

受領した統計情報（「利用者数」以外）	市区町村数（割合）
申立（家庭裁判所への後見開始等の成年後見関係事件の申立）件数	691（45.9％）
（成年後見関係事件の終局事件の）審理期間別件数	133（8.8％）
申立人と本人（被後見人）との関係別件数	266（17.7％）
本人の男女別・年齢別件数	161（10.7％）
（認知症、知的障害等の）開始原因別件数	168（11.2％）
（預貯金等の管理、介護保険契約等の）主な申立ての動機別件数	130（8.6％）
後見人と本人との関係別件数	350（23.3％）
（参考）提供されていない	648（43.1％）

（注）1 当省の調査結果による。

2 割合については、回答のあった 1,504 市区町村を母数として算出している。

3 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

4 統計情報が市区町村単位の情報かどうかは不明

ウ 実地調査結果

（ア）市区町村が都道府県又は家庭裁判所から受領した統計情報

同一の都道府県内の 2 市区町村では、都道府県経由で「申立件数（市区町村単位）」、「申立人と本人との関係別件数（市区町村単位）」、「本人の男女別・年齢別件数（市区町村単位）」、「後見人と本人との関係別件数（市区町村単位）」等の統計情報を受領している状況がみられた一方、その他の都道府県内の市区町村では、「利用者数（市区町村単位）」以外の統計情報を受領していない状況もみられた。

また、市区町村が都道府県経由で統計情報を受領している中、家庭裁判所に直接依頼することで、「申立件数（当該市分）」、「後見人と本人との関係別件数（当該市分）」、「本人の預貯金の状況（10 万円単位の段階別件数）」を受領している事例がみられた。

（イ）家庭裁判所に情報提供を求めても提供されなかった事例

市区町村から家庭裁判所に「親族からの申立件数」を教えてほしいと依頼したが、把握していないため提供できないと断られた事例や、「親族後見人の受任件数」の提供を依頼したが断られた事例、後見人への報酬助成額を見積もるために、「利用者の

うち、被後見人の収入・資産が少ないことにより、後見人に報酬が付与されなかった件数」の提供を依頼したが、把握していないため提供できないと断られた事例がみられた。

また、「家庭裁判所がどのような情報を持っているのか分からず、情報を提供してくれるか否かも分からないため、家庭裁判所から統計情報をもらうことは困難だが、「本人の男女別・年齢別件数」、「開始原因別件数」、「申立ての動機別件数」、「後見人と本人との関係別件数」があれば、広報・啓発活動に活用できる」といった意見もみられた。

エ 家庭裁判所調査結果

今回調査対象とした 50 家庭裁判所が都道府県に提供している統計情報（市区町村単位）の種類をみると、「利用者数（市区町村単位）」については、47 庁（94.0%）が都道府県に提供していた。なお、提供していない家庭裁判所が 3 庁（6.0%）あったが、同一都道府県内のほかの家庭裁判所が都道府県へ提供していた。

また、「利用者数（市区町村単位）」以外の統計情報の提供については、様々な統計情報を提供している事例がみられたものの、それらを提供している家庭裁判所は、全体の 3 割を下回る状況であった（表 3-3 参照）。

表 3-3 家庭裁判所から都道府県に提供した統計情報

家庭裁判所から都道府県に提供した 統計情報（市区町村単位）	家庭裁判所数（割合）
利用者数	47（94.0%）
申立（家庭裁判所への後見開始等の成年後見関係事件の申立）件数	12（24.0%）
（成年後見関係事件の終局事件の）審理期間別件数	1（2.0%）
申立人と本人（被後見人）との関係別件数	1（2.0%）
本人の男女別・年齢別件数	5（10.0%）
（認知症、知的障害等の）開始原因別件数	3（6.0%）
（預貯金等の管理、介護保険契約等の）主な申立ての動機別件数	0（0%）
後見人と本人との関係別件数	11（22.0%）

（注）1 当省の調査結果による。

2 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

こうした様々な統計情報について、市区町村単位の情報を都道府県に提供していない場合、今後、都道府県に提供することについて調査したところ、回答のあった 14 の家庭裁判所のうち、「都道府県からの求めがあれば可能な範囲で実施したい」が 7 庁（50.0%）、「負担が大きいため実施は困難である」が 5 庁（35.7%）という結果であった。家庭裁判所は成年後見制度の利用に係る統計情報を支部単位で把握しているこ

とが基本であるため、これを市区町村単位にすることは一定の事務負担があると考えられる。

なお、厚生労働省は毎年実施している「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」において、市区町村単位の利用者数の回答を市区町村に求めており、市区町村が回答できるよう、最高裁判所事務総局に対して、都道府県から各家庭裁判所に市区町村単位の利用者数の情報提供について連絡があった場合の協力について依頼している。こうした中で、実際に、家庭裁判所から全ての都道府県へ利用者数（市区町村単位）の提供が行われている。

オ まとめ

中核機関や市区町村が関与しないケースを含め、制度全体の利用者数は家庭裁判所から都道府県に提供されている実態が広く認められた。また、厚生労働省が毎年実施している「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」において、各市区町村に利用者数の回答を求めており、市区町村は都道府県等から自市区町村の利用者数の提示を受けている。しかし、基礎調査では、利用者数を把握していないと認識している市区町村が約半数という結果であった。これは、利用者数の提供を受けていても、「(5) 利用実態に係る情報の活用」で後述するように、市区町村としてその情報を活用していないため、提供された情報の内容を十分に認識できていないことが要因と考えられる。

他方で、一部の市区町村では、市から家庭裁判所へ個別に依頼して、利用者数以外の統計情報を得ている事例がみられた。また、家庭裁判所に統計情報の提供を依頼したが断られている事例も散見された。家庭裁判所が持っていない情報を求めて断られた事例や、家庭裁判所がどのような統計情報を持っているか分からないとする市区町村もみられた。

(4) 利用ニーズに係る情報の活用

ア 基礎調査結果

利用ニーズを把握した 217 市区町村のうち、「利用ニーズを対外的に周知・公表している」市区町村は 123 (56.7%)、「周知・公表していない」市区町村は 89 (41.0%)、未回答が 5 市区町村 (2.3%) であった。

また、把握した利用ニーズを制度の利用促進のためにどのように活用したかは、「市区町村の成年後見利用促進計画の策定・見直しに活用」が最も多く 5 割を超えており、次いで「中核機関による取組方針の検討や取組の重点化に活用」が多かった。また、「活用していない」は 1 割未満であった（表 3-4 参照）。

表 3-4 把握した利用ニーズの活用方法

把握した利用ニーズの活用方法	市区町村数（割合）
市区町村の成年後見利用促進計画の策定・見直しに活用	117（53.9%）
庁内の体制整備（人員・予算）に活用	33（15.2%）
中核機関を設置するための根拠として活用	56（25.8%）
中核機関による取組方針の検討や取組の重点化に活用	90（41.5%）
活用していない	21（9.7%）
その他	6（2.8%）

（注）1 当省の調査結果による。

2 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

イ 実地調査結果

市区町村の成年後見利用促進計画を策定するに当たり、ニーズ調査を実施し、今後、利用ニーズが増加することを定量的に示した上で、計画策定の根拠としている事例があった。また、利用ニーズの調査結果から、今後の利用者数の増加を見込んで、これまで以上に市民後見人の養成に力を入れる必要があると判断し、中核機関の体制を1人増員することとしたほか、専門職の後見人の担い手不足を改善するための方策として、法人後見の担い手を新たに確保する取組を実施したとする事例がみられた。

また、利用ニーズと後見人の受皿数とのギャップから、親族後見人の支援体制作り、市民後見人の育成及び法人後見の充実に取り組んでいるという事例が、その他、利用ニーズ調査の結果を予算要求時に増額が必要な根拠として活用したとする事例がみられた。

ウ まとめ

上記（2）イのとおり、利用ニーズを把握している市区町村は14.5%と少ないものの、把握した市区町村においてはその情報がおおむね活用されている。中には、中核機関の体制整備（人員増）や、市民後見人や法人後見による担い手確保の取組への重点化、親族後見人の支援充実など、業務の継続的な見直しに活用している事例もみられた。

（5）利用実態に係る情報の活用

ア 基礎調査結果

市区町村が制度の利用促進に当たり、都道府県又は家庭裁判所から入手した制度の利用者数等の統計情報をどのように活用しているかについては、基礎調査に回答のあった1,504市区町村のうち、「市区町村の成年後見利用促進計画の策定・見直しに活用」が373市区町村（24.8%）であり、次いで「中核機関による取組方針の検討や取組の重点化に活用」が313市区町村（20.8%）であったが、最も多かったのは「活用していない」であり646市区町村（43.0%）であった（表3-5参照）。

表 3-5 入手した利用実態の活用方法

入手した利用実態の活用方法	市区町村数（割合）
市区町村の成年後見利用促進計画の策定・見直しに活用	373（24.8%）
庁内の体制整備（人員・予算）に活用	169（11.2%）
中核機関を設置するための根拠として活用	112（7.4%）
中核機関による取組方針の検討や取組の重点化に活用	313（20.8%）
活用していない	646（43.0%）
その他	117（7.8%）

（注） 1 当省の調査結果による。

2 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

イ 実地調査結果

（ア）具体的な活用方法

利用実態（市の利用者数、申立件数、後見人と本人との関係別件数）を有識者による利用促進検討会に提供し、制度の利用促進計画の策定・見直しに活用している事例がみられた。

また、利用実態を踏まえ、成年後見制度利用支援事業（後見人への報酬助成）の規定を見直し、対象者について首長申立てを行った者に限定する要件を撤廃し、新たに生活保護受給者、住民税非課税世帯の者、報酬控除後の資産が 50 万円以下の者等に改めたという事例がみられた。

その他、被後見人の預貯金の状況に関する情報を家庭裁判所から入手し、報酬助成費用の予算要求の際の参考資料として活用している事例がみられた。

（イ）市区町村からの要望

実地調査した市区町村から、「本人の男女別・年齢別件数」や「開始原因別件数」などの利用実態の各項目について、提供の要望があった（表 3-6 参照）。

表 3-6 提供要望のあった利用実態の項目

提供してほしい項目	理由
本人の男女別・年齢別件数	・制度の周知の対象者を選定するなど、広報・啓発活動の参考にするため。
開始原因別件数	・制度の周知の対象者を選定するなど、広報・啓発活動の参考にするため。
主な申立ての動機別件数	・相談支援機関との間で、制度利用が必要な者をつなぐための取組の参考とするため。 ・制度の周知の対象者を選定するなど、広報・啓発活動の参考にするため。

後見人と本人との関係別 件数	・市民後見人の養成や法人後見に協力してくれる機関の確保・調整の取組の参考とするため。また、親族後見人への支援を充実させるため。 ・制度の周知の対象者を選定するなど、広報・啓発活動の参考にするため。
本人の収入・資産が少ないことにより、後見人に報酬が付与されなかった件数	・市の報酬助成額の見積りの参考にするため。

(注) 当省の調査結果による。

ウ まとめ

成年後見制度の利用者数（市区町村単位）は、都道府県から市区町村に提供されているものの、利用者数以外の情報も含め、利用実態に係る情報の活用が十分に進んでいない状況がみられた。他方で、一部の市区町村では、市区町村の報酬助成の対象者の見直しや、報酬助成の予算要求に活用した事例もみられており、こうした事例を含め、利用実態に係る情報の活用方法を周知することは、市区町村が利用促進の取組を進める上で有益な情報になると考えられる。

（６）相談件数等の集計・分析

ア 基礎調査結果

市区町村又は中核機関が、受け付けた相談についてどのような情報を記録しているかについては、中核機関を設置済みと回答した 1,132 市区町村のうち、「相談内容」が 1,063 市区町村（93.9%）、「世帯状況（単身、施設入所等）」が 992 市区町村（87.6%）、「利用が想定される者の病状（認知症等）」が 990 市区町村（87.5%）など、多くの市区町村が何らかの情報を記録している状況がみられ、「記録していない」は 24 市区町村（2.1%）とごく少数であった（表 3-7 参照）。

表 3-7 受け付けた相談について記録している情報

受け付けた相談について記録している情報	市区町村数（割合）
利用が想定される者の病状（認知症等）	990（87.5%）
制度利用の動機、抱えている課題	978（86.4%）
世帯状況（単身、施設入所等）	992（87.6%）
中核機関への相談者（制度利用が想定される者との関係）	854（75.4%）
相談経路（関係機関名）	919（81.2%）
相談内容	1,063（93.9%）
相談対応結果	929（82.1%）
その他	65（5.7%）

記録していない	24 (2.1%)
---------	------------

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

また、中核機関を設置済みと回答した1,132市区町村から、上記の「記録していない」と回答した24市区町村を除いた1,108市区町村のうち、市区町村又は中核機関が、記録した情報について「集計・分析をしている」が484市区町村(43.7%)、「集計・分析していない」が594市区町村(53.6%)、未回答が30市区町村(2.7%)であった。

なお、厚生労働省における成年後見制度の見直しへの対応についての議論に資するため、上記の「市区町村又は中核機関が、受け付けた相談についてどのような情報を記録しているか」の令和7年9月末時点の速報値(597市区町村分の調査結果)を、同年10月に当省から厚生労働省に情報提供した。本情報は、同年11月に開催された社会保障審議会福祉部会の参考資料として活用された。

イ 実地調査結果

受け付けた相談を記録し、集計・分析して、制度の利用促進に活用した事例として、「相談件数の増加等を踏まえ、今後は、相談支援機関において制度利用が必要な者を市や中核機関に適切につなぐ必要性が高まることが予想されたため、チェックシートを作成した」、「相談内容を分析し、広報媒体や内容、広報先等の検討・見直しに活用するとともに、「成年後見制度利用促進の手引き」(相談支援機関が参照する資料)の見直しに活用した」、「預金を引き出せないという相談内容が多かったことから、金融機関を地域連携ネットワークのメンバーに選定した」及び「相談内容の分析から、首長申立ての件数が増えるの見込み、中核機関の体制の検討に活用した」といった事例がみられた。

ウ まとめ

受け付けた相談内容の記録は多くの市区町村で行われているものの、その記録を集計・分析している市区町村の割合は半数以下であった。

他方、集計・分析しているとする市区町村においては、相談支援機関に対する手引等の策定・見直しや、広報先の検討、地域連携ネットワークのメンバー選定などに活用した事例がみられた。

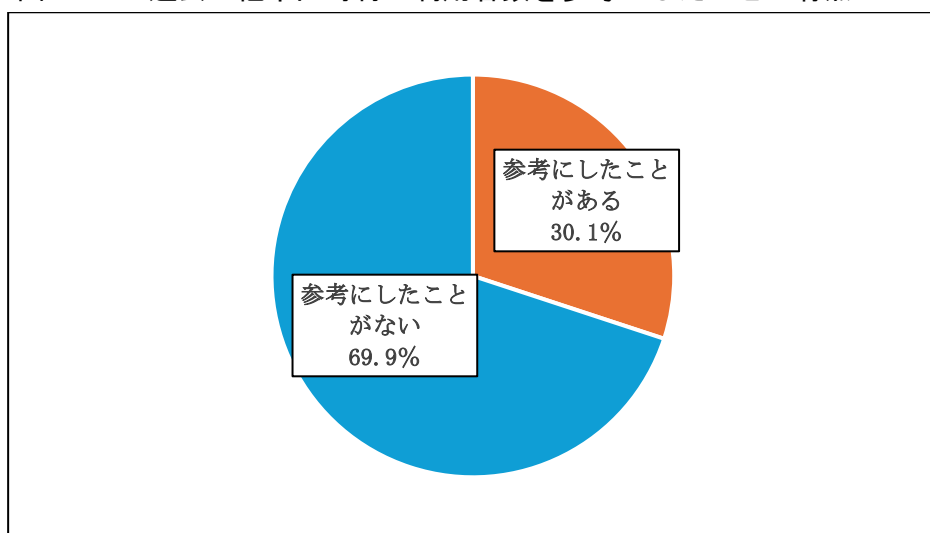
(7) 他市区町村の利用者数

ア 基礎調査結果

基礎調査に回答のあった1,504市区町村から未回答の10市区町村を除いた1,494市区町村のうち、制度の利用促進に取り組むに当たり、過去に他市区町村の利用者数を「参考にしたことがある」市区町村は449(30.1%)、「参考にしたことがない」市区町村は1,045(69.9%)であった(図3-3参照)。

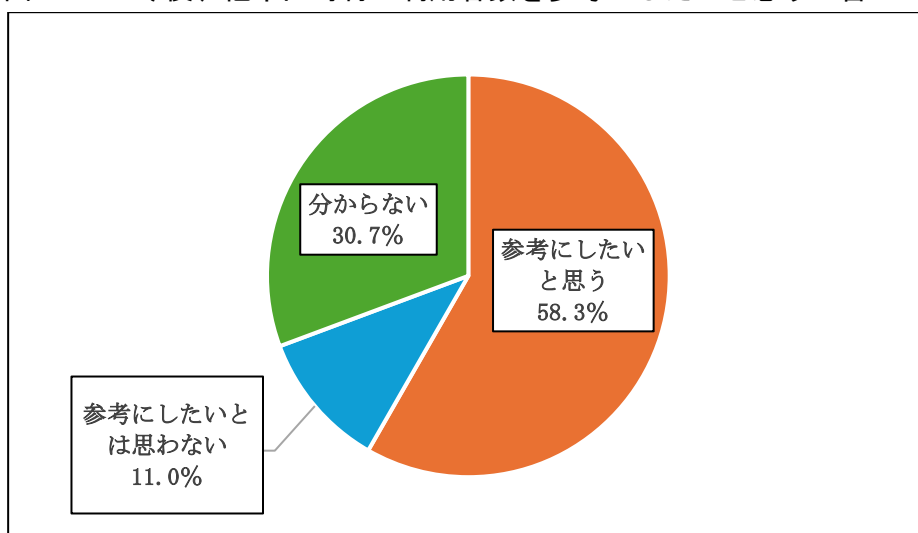
また、基礎調査に回答のあった 1,504 市区町村から未回答の 8 市区町村を除いた 1,496 市区町村のうち、制度の利用促進に取り組むに当たり、今後、他市区町村の利用者数を「参考にしたいと思う」市区町村は 872 (58.3%)、「参考にしたいとは思わない」市区町村は 165 (11.0%)、「分からない」とした市区町村は 459 (30.7%) であった (図 3-4 参照)。

図 3-3 過去に他市区町村の利用者数を参考にしたことの有無



(注) 当省の調査結果による。

図 3-4 今後、他市区町村の利用者数を参考にしたいと思うか否か



(注) 当省の調査結果による。

イ 実地調査結果

(ア) 他市区町村を参考にした事例

他市区町村の利用者数を参考にした事例として、県から県内全市町村の情報が共有されており、県内の他市町村（特に、人口規模や利用者数が同等の市町村）の利用実態と自町の実態を比較することにより、自町や中核機関の取組がどの程度の位

置付けにあるのかを比較したことがあるといった事例がみられたほか、制度の利用率が高い市に対して、どのような取組を行っているのか聞いたことがあるといった事例がみられた。

(イ) 市区町村からの要望

県から県内全市町村の情報が共有されているが、県内に同等の人口規模の市町村がなく比較対象が存在しないことや、制度の利用実績が自市よりも低調であることから、他県の県庁所在市や中核市の利用実態を共有してほしいといった要望があった。

ウ まとめ

他市区町村の利用者数を今後参考にしたいとする市区町村は約6割となっており、他市区町村の利用者数に係る情報は、市区町村から一定のニーズがある。

厚生労働省は、全国の市区町村単位の利用者数を把握しているものの、その情報は市区町村に提供されていないため、他市区町村の利用者数を参考にしたいことがある市区町村は、都道府県から提供される都道府県内の市区町村の情報を参考としている。

このため、人口規模の大きい県庁所在市など、都道府県内に比較対象のない市区町村では、他都道府県の同規模自治体の情報が欲しいといった声が聞かれた。

【所見】

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 都道府県や市区町村における利用促進の取組に資するよう、全国の市区町村単位の利用者数を毎年度、都道府県及び市区町村に提供すること。

4 中核機関等における制度の利用促進に係る取組状況

(1) 本項目の概要

本項目では、制度の利用が想定される者に対し、適切な案内や情報が提供され、制度の利用に結びついているかどうかという観点から、利用促進に当たり重要な役割を果たす中核機関及び地域連携ネットワークの整備について調査した結果を取りまとめた。また、高齢者及び障害者が制度の利用者の大部分を占めることから、中核機関の取組に加え、介護保険や障害福祉サービスでこうした利用者と日頃から接している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等に対して、成年後見制度を必要とする高齢者及び障害者が、福祉の窓口から成年後見の窓口適切につながっているかについて調査した結果を、その他、中核機関が関係機関と情報共有するに当たっての個人情報の取扱いに係る課題について調査した結果を取りまとめた。

(2) 中核機関及び地域連携ネットワークの整備

ア 制度の概要

(ア) 法令等

中核機関及び地域連携ネットワークの整備に関しては、利用促進法第14条第1項において「市町村は、(略) 成年後見等実施機関¹²の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」や、利用促進法同条第2項において「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、(略) 審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」と規定されている。地域連携ネットワーク及び中核機関はともに、利用促進法において、市区町村への整備義務等は明確となっていない¹³。

また、第一期計画では、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとされている。具体的には、①各地域への相談窓口や、制度の利用が必要な人を発見して支援につなげる連携体制の整備、②親族、福祉・医療・地域の関係者及び後見人がチームとなった支援体制（福祉・法律の専門職の参画）の構築、③各地域における専門職団体や関係機関が連携強化するための協議会等の設立、④中核機関の設置が挙げられている。

第二期計画では、市町村は、中核機関や地域連携ネットワークの設置・運営に積極的な役割を果たすこととされており、令和6年度末までに全市町村に中核機関を設置することがKPIとして定められている。その他、地域連携ネットワークについて、権利擁護支援チーム、協議会¹⁴及び中核機関の3つの仕組みからなり、「地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み」であるとしている（図4-1参照）。

なお、都道府県は、市区町村単位で解決が困難な広域的な課題に対する取組、国との連携など市区町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を果たすことが期待されている。

(イ) 国の支援

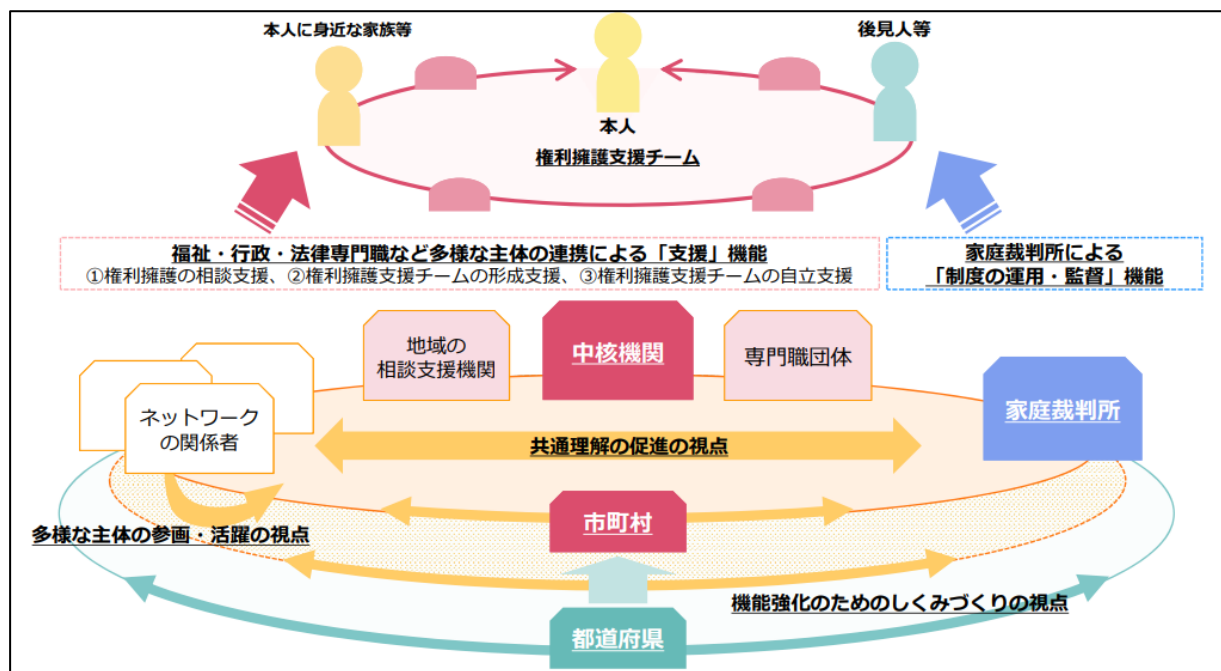
厚生労働省は、市区町村や中核機関等に向けて、地域連携ネットワーク等の体制整備に係る手引や事例集の作成、オンライン配信による研修を行っているほか、市区町村による中核機関の運用に係る地方交付税措置を講じている。

¹² 自ら後見人等となり、又は後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体と定義されている（利用促進法第2条第3項）。なお、厚生労働省作成の「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」において、成年後見等実施機関という概念は、中核機関の機能を含む一方、後見人等としての機能を含む複合的な概念であるとされている。

¹³ 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）において、地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備等に関する事務が市町村の努力義務とされるとともに、中核機関が「地域権利擁護相談支援センター」として社会福祉法上に位置付けられた。

¹⁴ 各地域において、専門職団体や当事者団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み

図 4-1 地域連携ネットワークのイメージ



出典：「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用推進）

（ウ）中核機関の体制

中核機関の運営主体は、市区町村による直営の場合や、市区町村が社会福祉協議会、NPO法人等へ委託している場合があり、中核機関が取組を担う範囲は、市区町村単位の場合や、複数の市区町村にまたがる場合もある。

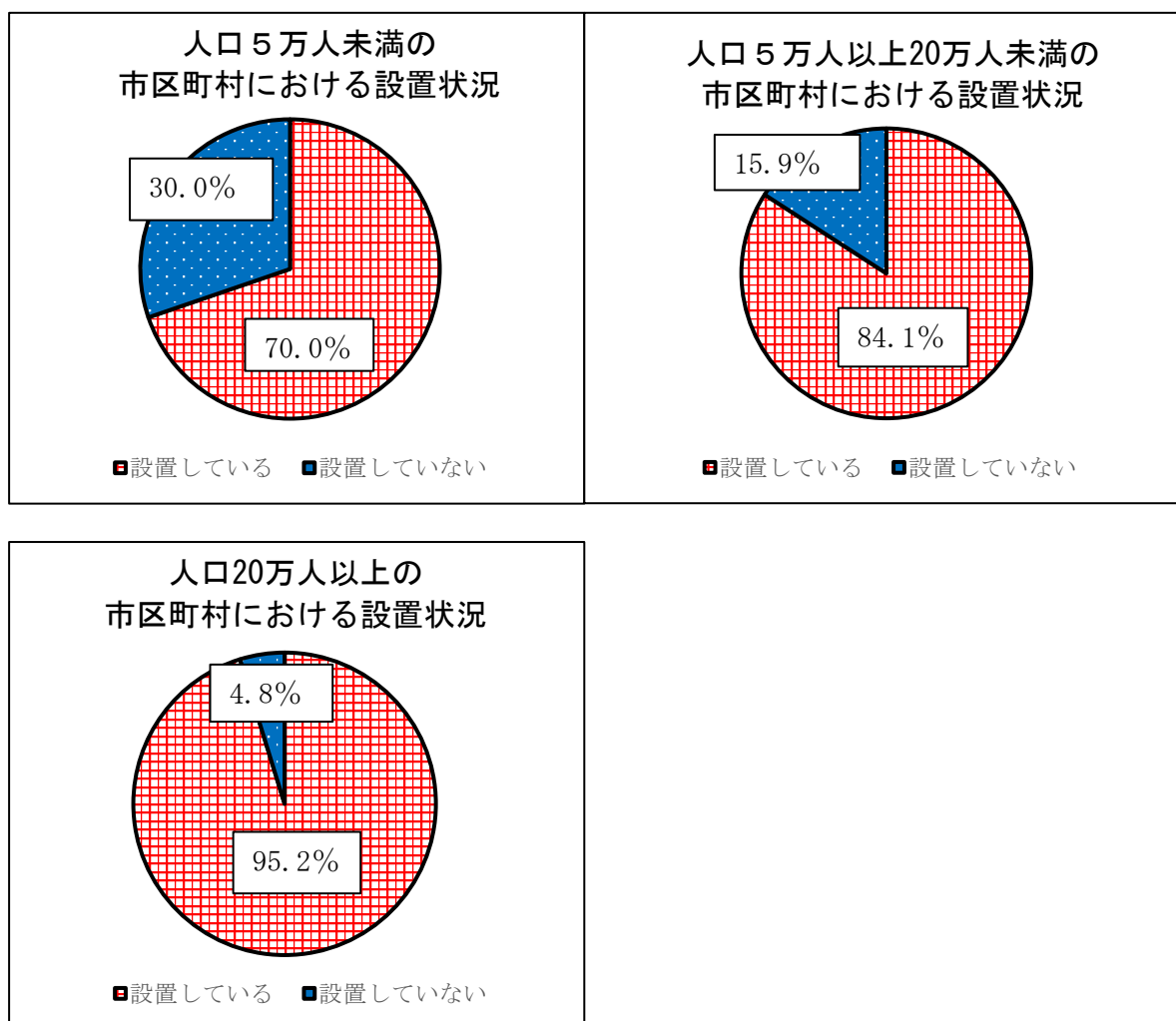
第二期計画では、中核機関の役割として、i) 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート、ii) 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための関係者のコーディネート（協議会の運営等）が挙げられている。

イ 基礎調査結果

中核機関の設置の有無について回答があった1,500市区町村のうち、「中核機関を設置している」市区町村は1,132（75.5%）、「中核機関を設置していない」市区町村は368（24.5%）であった。

なお、人口規模別に中核機関の設置率をみると、人口5万人未満の市区町村は70.0%、人口5万人以上20万人未満の市区町村は84.1%、人口20万人以上の市区町村は95.2%となっており、人口が少ない市区町村の設置率が低かった（図4-2参照）。

図 4-2 中核機関の設置状況（人口規模別）

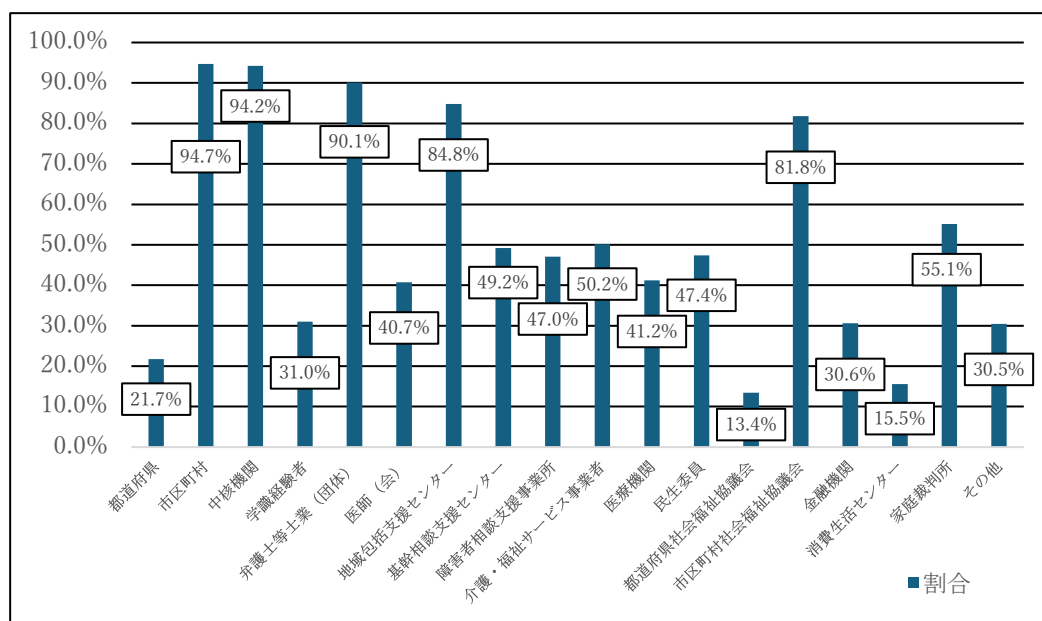


（注）当省の調査結果による。

また、地域連携ネットワークの整備状況については、中核機関を設置している 1,132 市区町村から未回答の 11 市区町村を除いた 1,121 市区町村のうち、「地域連携ネットワークを整備している」市区町村は 791（70.6%）、「整備していない」市区町村は 330（29.4%）であった。

地域連携ネットワークの構成機関については、市区町村によって異なっている状況がみられた。地域連携ネットワークを整備している 791 市区町村のうち、市区町村や中核機関以外に構成機関として多かったのは、「弁護士等士業（団体）」が 713 市区町村（90.1%）、「地域包括支援センター」が 671 市区町村（84.8%）、「市区町村社会福祉協議会」が 647 市区町村（81.8%）であった。そのほかには、「家庭裁判所」が 436 市区町村（55.1%）、多くはないが、「金融機関」が 242 市区町村（30.6%）であった（図 4-3 参照）。

図 4-3 地域連携ネットワークの構成機関



(注) 当省の調査結果による。

ウ 実地調査結果

地域連携ネットワークの構成機関選定の考え方を調査したところ、成年後見に係る相談内容等の分析結果を踏まえて、金融機関を選定することとした市区町村が複数みられた。選定した理由は、①認知症高齢者やその親族から預貯金管理に係る相談が多数みられたため、金融機関における認知症高齢者に係る取組や課題の共有を図ろうと考えた、②認知症高齢者が預金を引き出せずに困った事例があったため、金融機関に成年後見制度や中核機関の存在を知ってもらおうと考えたといったものであった。

一方、金融機関から、「人手不足で参加する余裕がない」との意見のほか、会議では専門用語が多く使われて内容が理解できないなどとして以降の参加を拒否されたといった事例がみられた。

エ まとめ

成年後見制度の利用促進に向けた体制整備の中で、中核機関の設置は地域連携ネットワークのコーディネートを担うという役割から重要である。人口 20 万人以上の市区町村では、おおむね整備が進んでいるが、人口 5 万人未満の市区町村では 3 割が未設置であった。

上記のとおり、小規模市区町村で中核機関の設置が進んでいないという状況は、厚生労働省も既に把握しており、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」（令和 7 年 3 月 7 日成年後見制度利用促進専門家会議。以下「第二期計画中間報告書」という。）では、同省に求める今後の対応として、「地方公共団体の自主性を尊重しつつ、中核機関が未整備の地域における都道府県の協議会の活用促進や、小規模市町村における中核機関整備の好事例の発信等」が挙げられている。

地域連携ネットワークの構成機関については、市区町村により区々であり、約半数

の市区町村において家庭裁判所が構成機関となっていたほか、金融機関や医療機関等を加えている市区町村がみられた。

国は第二期計画において、全市町村が令和6年度末までに中核機関を整備するようKPIを設定するなど、これまでは体制整備の推進に注力していたが、一定規模以上の市区町村での体制整備がおおむね完了している現状から鑑みると、小規模市区町村への中核機関設置に向けた支援を行いつつも、今後は地域連携ネットワークや中核機関が整備された後の取組内容の充実に向けた支援を検討することが望まれる。

（３）利用が想定される者を中核機関へ適切につなぐための取組状況

ア 制度の概要

（ア）第二期計画

第二期計画では、支援ニーズのある者が成年後見制度を利用するかどうかを判断する場面において、地域連携ネットワークが果たすべき機能として次のような取組が挙げられている。

- ① 地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の相談支援機関¹⁵が本人や関係者からの相談を受け止め、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、制度利用が必要と判断される場合には中核機関等の支援につなぐ。特に、権利擁護業務を実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等は、積極的な関わりが求められる。
- ② 中核機関と相談支援機関が互いに事例検討や支援の振り返りなどを通じて、権利擁護支援の必要性や中核機関につなげるタイミングなどを確認し合う。
- ③ 相談支援機関が成年後見制度の利用の必要性を確認するためのシートの共有や中核機関がケース会議に参加する際のルールづくりなどを市町村又は中核機関が行う。
- ④ 地域住民や民間事業者等が受け止めた権利擁護支援ニーズへの対応に悩まないよう、中核機関と相談支援機関は、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方の確認を行う。
- ⑤ 市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行うことが期待される。

（イ）国の取組

厚生労働省は、市区町村における制度の利用促進の取組を支援するため、成年後見利用促進計画の策定、体制整備、実務に関する手引や、先駆的取組等を取りまとめた事例集を作成しているほか、都道府県、市区町村、中核機関及び利用者に向けて制度に関する各種情報をホームページに掲載している。

このほか、厚生労働省は、成年後見や権利擁護について体系的・網羅的に学習で

¹⁵ 第二期計画では、「相談支援機関」として、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各分野において地域住民等からの相談を受けている機関が想定されており、本調査結果報告書でも同様の整理としている。

きる市区町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）をオンラインで実施している。また、都道府県や市区町村が、相談支援機関を含む地域連携ネットワークの構成員に対し研修を実施した場合の費用補助を行っている。

イ 相談支援機関から中核機関へ利用が想定される者をつなぐ取組

（ア）制度利用に至る動機

「成年後見関係事件の概況」によると、成年後見制度の申立動機として最も多いのは、「預貯金等の管理・解約」であり、次いで「身上保護」（生活費の管理、施設への入所契約等）となっている（図1-3参照）。

今回の実地調査においても、①認知症高齢者が金銭管理ができなくなり、介護サービス利用料を支払えなくなった、②障害がある子の面倒をみている家族が高齢で金銭管理が困難になった、③介護サービス施設への入所に係る契約行為ができない、④認知機能が低下し、不動産の処分や遺産分割の協議が困難になったなど、申立動機として、財産の管理や身上保護に関するものが多くみられた。

（イ）利用が想定される者を把握する契機

実地調査した相談支援機関では、利用が想定される者を把握する契機として、①高齢者や障害者への福祉サービスの第一線で働くケアマネジャーや相談支援専門員からの報告、②本人やその親族等からの利用の相談・申出などが挙げられた。

また、ケアマネジャー等が、利用が想定される者を把握する契機としては、①本人やその親族、民生委員、施設職員等から利用の相談・申出、②高齢者等の家庭や入所している施設を訪問した際に把握できる本人の生活状況の変化（公共料金の滞納、浪費、消費者トラブル、生活困窮、セルフネグレクト、虐待、健康状態等）などが挙げられた。

（ウ）利用が想定される者をつなぐ取組の現状

a 利用が想定される者をつなぐ判断基準

上記ア（ア）のとおり、第二期計画において、相談支援機関は、相談者の支援ニーズを精査して利用の必要性を判断した上で中核機関につなぐこととされていることから、まずは相談支援機関における取組を調査した。その際、高齢者についてはケアマネジャーが把握した支援ニーズを地域包括支援センターに報告し、報告を受けた地域包括支援センターが中核機関に報告するという流れを、また、障害者については相談支援専門員が把握した支援ニーズを基幹相談支援センター等に報告し、報告を受けた基幹相談支援センター等が中核機関に報告するという流れを念頭に置き、それぞれの場面においてどのようなケースを報告しているかについて調査した。

① ケアマネジャーや相談支援専門員から相談支援機関への報告

ケアマネジャーや相談支援専門員から相談支援機関へ報告する判断について

は、一部の市区町村では、中核機関が作成した判断基準に沿って行われていたが、多くは、ケアマネジャーや相談支援専門員の経験則に基づいて判断し、対応に困ったらつなぐなどであった。中には、ケアマネジャーは判断せず、相談のあった事案は地域包括支援センターで対応するといった事例もみられた（表4-1 参照）。

表4-1 ケアマネジャーや相談支援専門員が相談支援機関に報告するかどうかの判断基準の例

○中核機関が作成したガイドライン（制度活用が望ましい人の要件が記載）やアセスメントシート（本人の経済状況、判断能力等を記入）に基づいて判断する。
○ケアマネジャーや相談支援専門員の経験則に基づいて判断する。 ・制度利用の必要があるとまでは判断できなくても、その余地があると判断した者は早い段階で報告する。 ・家庭等への訪問時に生活状況等の変化に基づいて報告する。
○ケアマネジャーが支援の対応に困った段階になったら報告する。
○多くのケアマネジャーは、権利擁護を業務範囲外と認識していることもあり、ケアマネジャーは成年後見の相談対応はせず、地域包括支援センターが対応することとしている。

（注）当省の調査結果による。

② 相談支援機関から中核機関への報告

相談支援機関から中核機関へ報告する判断については、中核機関又は相談支援機関が作成した判断基準や、複数の関係者が参加する会議での検討により行われていた一方で、職員が単独で経験則に基づいて行っている事例や、制度利用の相談があれば全て中核機関を案内するといった事例もあった（表4-2 参照）。

表4-2 相談支援機関から中核機関に報告するかどうかの判断基準の例

○中核機関又は相談支援機関が作成したフローチャート（制度利用の申立てに至るまでの流れが簡潔に記載）、チェックシート（本人の現状の課題を記載）及びアセスメントシート（本人の経済状況、判断能力等を記入）に沿って判断する。
○相談支援機関の職員、ケアマネジャー等の複数の者で構成される会議において判断する。
○相談支援機関の職員が単独で経験則により判断する。
○制度利用の相談があれば、中核機関へつなぐ必要性の有無の判断をせず、全て中核機関に相談するよう案内している。

（注）当省の調査結果による。

ｂ 相談支援機関から中核機関へ利用が想定される者をつなぐ際の課題

（ａ）相談支援機関からみた課題

以上のように、ケアマネジャーや相談支援専門員から相談支援機関へ、また、相談支援機関から中核機関へ、利用が想定される者としてつなぐかどうかの判断基準が様々となっている現状がみられる中で、相談支援機関から中核機関へ利用が想定される者をつなぐ際の課題について、市区町村の意見を調査した。これによると、地域包括支援センターについては61.7%、基幹相談支援センター等については67.3%の市区町村が何らかの課題を抱えているとしており、両者を比較すると基幹相談支援センター等の方が課題を抱えているとする市区町村の割合が高くなっている。

課題の内容としては、「制度が複雑で理解が難しい」、「どのようなケースを中核機関につなげばよいか分かりにくい」、「制度利用想定者の親族等への制度の説明が難しい」に大別され、それぞれ2割から3割程度の市区町村から挙げられた（表4-3 参照）。

表4-3 地域包括支援センター、基幹相談支援センター等が、利用が想定される者を中核機関につなぐに当たって課題と感じている内容

課題内容	地域包括支援センター			基幹相談支援センター等		
	市区町村数	割合	課題有	市区町村数	割合	課題有
①制度が複雑で理解が難しい	249	22.0%	61.7%	254	22.4%	67.3%
②制度利用想定者の親族等への制度の説明が難しい	365	32.2%		354	31.3%	
③どのようなケースを中核機関につなげばよいか分かりにくい	313	27.7%		280	24.7%	
④中核機関へつなぐためのマニュアルはあるが内容の理解が難しい	20	1.8%		22	1.9%	
⑤課題と感じていることはない	324	28.6%	(38.3%)	247	21.8%	(32.7%)
⑥その他	143	12.6%	—	85	7.5%	—
⑦本庁では把握していない	142	12.5%		291	25.7%	

（注）1 当省の調査結果による。

2 ①～⑦の割合については、中核機関設置済みと回答のあった1,132市区町村を母数として算出している。
また、複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

3 「課題有」については、上記2の市区町村数1,132から「⑥その他」及び「⑦本庁では把握していない」を除いた数を母数とし、「⑤課題と感じていることはない」とした回答数の割合を100%から差し引いた値を記載している。

表 4-4 課題の具体的な内容の例

①制度が複雑で理解が難しい
○ケアマネジャー等は、成年後見に関する知識が十分とはいえず、実務経験の程度によって知識の差を感じる。特に、相談支援事業所は、一人で運営しているケースも多く、自発的に取り組まない限り、知識を身に付けるのは難しい。
○ケアマネジャーは、地域包括支援センターでの勤務があれば、OJTや事例検討を通して成年後見の仕組み等を理解できるようになるものの、過去の情報や知識のままの者も多く、正しく理解できている者は少ないと感じる。
○制度に関する説明を求められても地域包括支援センターで説明することは困難であるため、中核機関を案内して説明を受けるよう依頼している。
②制度利用想定者の親族等への制度の説明が難しい
○制度の説明を受けた際の言葉の理解が難しかったり、利用には後見人への報酬を支払う必要があったりするなど、利用が面倒と思われてしまうことが多い。
○本人等に制度利用のメリットが理解されるように説明することに困難さを感じている。
○親族の理解が得られないため、制度利用が適当と判断してから4年以上経過しても利用に至っていないケースがある。現場では、制度を利用することによるメリットについて具体例を交えて説明できる資料が必要と感じる。
○利用にどの程度の費用を要するかの説明が難しい。後見人に支払う報酬額の目安が示されれば説明がしやすくなる。
○本人、家族、センター職員及びケアマネジャーが集まり、ケース会議を開いて本人等に制度概要を説明している。本人等が制度利用に反対した場合には、中核機関から弁護士等を派遣してもらい助言を受けている。
③どのようなケースを中核機関につなげばよいか分かりにくい
○経験が少ない職員は、どのようなケースを中核機関につなげてよいか分からないと思うため、つなぐことが必要なケースの目安があれば、経験が少ない者であっても利用の必要性が適切に判断できるようになると思う。
○どのようなケースをつなぐのか判断に迷うため、適切につながった事例やつながらなかった事例など、様々なパターンの具体例が示されれば、業務の参考になる。

(注) 当省の調査結果による。

以上のように、相談支援機関からみた場合の中核機関の課題として、①利用が想定される者と日常的に関わるケアマネジャーや相談支援専門員だけでなく、相談支援機関としても十分に制度を理解できていない、②つなぐに当たって明文化された判断基準がないため、利用の必要性の判断に苦慮している、③制度利用が必要と考えられるケースでも、制度のメリットや利用に要する費用をう

まく説明できずに本人や親族の理解が得られず利用に結びつかない、といった状況がみられた（表 4-4 参照）。

（b）中核機関からみた課題

相談支援機関から中核機関へ利用が想定される者をつなぐ際の課題について、利用が想定される者をつながれる立場である中核機関の意見を調査した。

これによると、中核機関では、その約 6 割が相談支援機関から利用が想定される者をつながれる際に何らかの課題を抱えているとしていた。

課題の内容としては、約 4 割が「関係機関における制度の理解が不十分と感じた」としたほか、「類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差があると感じている」、「関係機関における相談者への制度利用に関する説明が不十分と感じた」とする回答がそれぞれ約 3 割みられたのに対し、「関係機関が中核機関につなぐ時期が遅いと感じた」としたのは 1 割程度であった（表 4-5 参照）。

表 4-5 相談支援機関が、利用が想定される者を中核機関につなぐに当たって課題と感じている内容

課題内容	市区町村数	割合	課題有
①関係機関における相談者への制度利用に関する説明が不十分と感じた	309	27.3%	<u>63.9%</u>
②関係機関における制度の理解が不十分と感じた	502	44.3%	
③関係機関が中核機関につなぐ時期が遅いと感じた	142	12.5%	
④類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差があると感じている	355	31.4%	
⑤その他	96	8.5%	—
⑥そのようなケースはない	374	33.0%	(36.1%)

（注）1 当省の調査結果による。

2 ①～⑥の割合については、中核機関設置済みと回答のあった 1,132 市区町村を母数として算出している。

また、複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

3 「課題有」については、上記 2 の市区町村数 1,132 から「⑤その他」を除いた数を母数とし、「⑥そのようなケースはない」とした回答数の割合を 100%から差し引いた値を記載している。

表 4-6 課題の具体的な内容の例

①関係機関における相談者への制度利用に関する説明が不十分と感じた
○相談支援機関が制度を説明すれば足りる事案であったにもかかわらず、中核機関につながれることがある。相談支援機関の情報整理と成年後見制度の

理解を促すために中核機関としてパンフレット等を活用し、成年後見制度の支援の流れやポイントを紹介している。
○相談支援機関が制度利用想定者の家族状況など最低限確認が必要な情報を把握せず、必要な説明をしないまま中核機関につないだケースがあり、丸投げされたと感じた。
②関係機関における制度の理解が不十分と感じた
○制度を正しく理解していないために、制度を利用すれば、要支援者の課題が全て解決すると考えているケアマネジャーがいる。
○ケアマネジャーや相談支援専門員の中には、「今後判断能力の低下が見込まれるため、今から制度利用が必要」として中核機関につなぐ者もいるが、途中でやめられないというデメリットがあることなど、制度の内容が十分浸透していない。
③関係機関が中核機関につなぐ時期が遅いと感じた
○制度利用が必要と思われるケースについて、ケアマネジャー等が制度の理解不足のまま本人や家族に誤った説明を行っていたため、なかなか制度利用に至らなかったケースがある。
④類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差があると感じている
○類似した事案であっても、関係機関の対応に差があり、スムーズな制度利用につながらないケースがある。
○中核機関につなぐケースの選定や頻度について、地域包括支援センターごとにはばらつきがある。

(注) 当省の調査結果による。

以上のように、中核機関からみた場合の相談支援機関の課題として、相談支援機関の職員の制度に関する理解が不十分であるため、相談者への必要な説明が行われておらず、本来、相談支援機関で対応すべきと考えられるケースまで中核機関につながれていると感じている現状があることが確認された(表4-6参照)。

(c) 相談支援機関からみた課題と中核機関からみた課題との差異

相談支援機関から中核機関へ利用が想定される者をつなぐ際の課題について、相談支援機関からみた場合と中核機関からみた場合とを比較すると、認識がおおむね一致している部分と、認識が異なっている部分があることが確認された。

認識がおおむね一致している部分は、課題の有無に関する割合である。相談支援機関からみた場合、「つなぎについて何らかの課題を抱えている」とする市区町村の割合は、地域包括支援センターで約6割、基幹相談支援センター等で約7割となっており、中核機関からみた場合でも約6割となっている。

これに対し、課題の内容についての認識は両者に差異がみられる。相談支援

機関からみた場合、「制度が複雑で理解が難しい」ことや、「制度利用想定者の親族等への説明が難しい」ことを背景に、中核機関につなぐべき人を適切につなぐことができていないのではないかと、といった点に課題を感じているのに対し、中核機関からみた場合には、「関係機関が中核機関につなぐ時期が遅いと感じた」という割合は約1割にとどまっており、むしろ、相談支援機関で適切な説明がなされていないために、本来、相談支援機関で対応すべきケースまで中核機関につながれている、と感じている傾向がみられる。

相談支援機関及び中核機関との役割分担については、前述のとおり、第二期計画において「相談支援機関には、権利擁護支援に関する課題を含む相談を受けた場合、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげる」とされているものの、実際の現場では、相談支援機関が相談を受け止めて支援ニーズを精査するだけの知見に乏しいため、相談支援機関として対応に苦慮している現状がみられるとともに、中核機関としては相談支援機関における対応が不十分と感じていると考えられる。

c 課題を解決するための市区町村及び中核機関の取組状況

(a) 市区町村等の取組の有無と取組内容

基礎調査では、「関係機関が利用が想定される者を中核機関に適切につなげられるようにするための何らかの取組を市区町村又は中核機関が行っている」とした市区町村は全体の約7割であった。

取組内容別にみると、「関係機関職員向けに個別の事例研究を含めた研修を実施している」、「制度利用の必要性を判断するため、本人・相談者から聴取すべき事項や必要性の判断基準等を記載したチェックシート等を作成している」、「相談者に説明すべき内容をまとめた資料やマニュアル等を作成している」市区町村は2割から3割程度であった（表4-7参照）。

表4-7 市区町村等による関係機関が、利用が想定される者を適切に中核機関につなげるための取組内容

取組内容	市区町村数	割合	取組有
①制度の利用例や利用のメリットを具体的に示した資料を作成している	326	28.8%	68.6%
②相談者に説明すべき内容をまとめた資料やマニュアル等を作成している	278	24.6%	
③制度利用の必要性を判断するため、本人・相談者から聴取すべき事項や必要性の判断基準等を記載したチェックシート等を作成している	232	20.5%	
④関係機関から中核機関につなぐケースの基準を定め、マニュアル等で周知している	55	4.9%	

⑤関係機関職員向けに個別の事例研究を含めた研修を実施している	330	29.2%	
⑥そのような取組はない	297	26.2%	31.4%
⑦その他	187	16.5%	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ①～⑦の割合については、中核機関設置済みと回答のあった1,132市区町村を母数として算出している。

また、複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

3 「取組有」については、上記2の市区町村数1,132から「⑦その他」を除いた数を母数とし、「⑥そのような取組はない」とした回答数の割合を100%から差し引いた値を記載している。

表4-8 取組の具体的な内容の例

①制度の利用例や利用のメリットを具体的に示した資料の作成
②相談者に説明すべき内容をまとめた資料やマニュアル等の作成
○成年後見制度により対応できること、できないことに加え、制度利用によるデメリットも記載した「成年後見制度利用促進の手引き」を中核機関が作成して相談支援機関に配布し、本人への説明に活用できるようにしている。
○地域包括支援センターの職員が住民に分かりやすく説明できるよう社会福祉士と共同で説明資料を作成した。
○判断能力が低下した住民でも理解できるよう、やさしい日本語を使用したパンフレットを作成している。
③制度利用の必要性を判断するためのチェックシート等の作成
④関係機関から中核機関につなぐケースの基準の策定
○相談支援機関が、利用が想定される者を中核機関につなぐ際に活用できるよう、業務フローや利用が想定される者の判断能力を見極めるための判定項目を示した「成年後見制度利用促進に係る支援方針検討ガイドブック」を作成している。
○相談支援機関が、利用が想定される者の権利擁護の課題がみえてきたときに活用できるようチェックシートを作成している。作成に当たっては、一部の相談支援機関で試行実施を行い、その意見も踏まえている。
○「判断能力の低下」、「現在の生活環境リスク」、「資源の活用」、「将来の生活環境リスク」の4つを柱とするチェックリストを作成し、相談支援機関が相談を受け付けた際に活用できるようにしている。
⑤関係機関職員向けに個別の事例研究を含めた研修を実施
○相談支援機関からの依頼を受けて出前講座を実施しており、制度利用のメリット・デメリットや利用に係る費用・報酬等の説明を求められることが多い。講座では、具体的な事例を基にした意見交換を行い、中核機関との情報共有の方法や相談のつなげ方を確認するなどしている。また、制度利用につながった事例、つながらずに終了した事例などを用いてグループワークを行い、対応に苦慮した点、対応可能な範囲を整理するなどして、中核機関へのつなぎ方を確認している。

○中核機関につながったことで制度利用に至った事例を使って研修や事例検討会を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

(b) チェックシートや基準の作成

このうち、相談支援機関から中核機関へ利用が想定される者をつなぐ際のチェックシートや基準の作成については、以下のような意見があった(表4-9参照)。

表4-9 チェックシートや基準の作成についての意見

チェックシートや基準を作成しており、役に立っているとする意見
○以前は、制度利用が必要と判断した根拠を説明するのに苦労していたが、チェックリストにより判断の目安が示されたため、自信を持って中核機関に説明できるようになった。
○中核機関が作成した利用促進の手引において判断能力の程度の確認方法や検討票を用いた判断の考え方が示されたため、制度利用の必要性の検討が円滑に進むようになった。
チェックシートや基準を作成していないが、必要性を感じているとする意見
○新人職員やケアマネジャーが個人で事案を抱え、センターに早期に報告されないことが課題である。権利擁護支援の経験が少ない事業所や小規模市町村にとっては、基準があると助かる。
○職員の入れ替わりもあるため、相談支援専門員が障害者の状況を把握・整理するためのチェックリストが必要である。地域によりチェックリストの内容が区々とならないよう、国がひな形を示してくれると有り難い。
チェックシートや基準の作成に慎重な意見
○基準等を示した場合、制度の利用判断を固定化することになり、支援ニーズの捉え方に偏りが生じるのではないかと。
○様々なケースをチェックシートなどで一つの型に当てはめることには注意が必要である。職員の力量でもアセスメントの質が大きく変わるため、画一的な判断や視野の狭いし意的なチェックになるおそれがある。作成する場合でも飽くまで目安という共通認識を持ち、複数人で検討する体制のもとで注意して運用する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

(c) 相談支援機関の職員に対する研修の実施

また、市区町村等が実施する取組のうち、利用が想定される者のつなぎに関し重要となる研修について、その実施状況等を調査したところ、関係機関に向けて何らかの研修(個別の事例研究がないものも含む。)を実施している市区町村は約7割となっていた。研修対象をみると、高齢関係者(地域包括支援セ

ンター及びケアマネジャー）向けに実施している市区町村が約５割であるのに対し、障害関係者（基幹相談支援センター及び相談支援専門員）向けは約３割から４割となっており、障害関係者に向けた割合の方が低調となっている（表４-10 参照）。

表４-10 関係機関職員に向けた研修の実施状況

研修対象者	市区町村数	割合	実施有
①地域包括支援センター	616	54.4%	69.5%
②基幹相談支援センター	329	29.1%	
③ケアマネジャー	591	52.2%	
④ホームヘルパー	187	16.5%	
⑤相談支援専門員	435	38.4%	
⑥医療機関	275	24.3%	
⑦金融機関	114	10.1%	
⑧民生委員	348	30.7%	
⑨介護、障害福祉サービス事業者	459	40.5%	
⑩その他	153	13.5%	
⑪研修を実施していない	345	30.5%	30.5%

(注) １ 当省の調査結果による。

２ ①～⑩の割合については、中核機関設置済みと回答のあった1,132市区町村を母数として算出している。また、複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

３ 「実施有」については、「⑪研修を実施していない」とした回答数の割合を100%から差し引いた値を記載している。

このように市区町村等が実施する研修について、中核機関や相談支援機関からは以下のような意見があった（表４-11 参照）。

表４-11 研修についての意見

研修が役に立ったとする相談支援機関の意見
○ケアマネジャーとして制度利用が必要な方の担当をしているが、制度について十分理解できていなかった点が理解できるようになった。
○相談対応する中で、どの制度を利用するか判断に困難さを感じているが、判断に際して必要な考え方を学ぶことができた。
○事例研究（グループワーク）は、自治体職員や他の職種の者がどのように考え、どのような手順で支援する考えなのか把握できるため、非常に参考になる。
研修内容に関する意見や要望
○つなぎを行った具体的な事例を紹介するような研修があればよい。ケアマネジャー等の現場の職員がどのようなケースを、どのようにして中核機関に

つなげばよいかが理解でき、研修内容を振り返って活用できる内容にしてほしい。
○本人に対して制度を説明する際、具体的な事例を示した方がメリットなどについて理解されやすいため、様々なケースを研修で学びたい。
○ケアマネジャーや相談支援専門員は、都道府県が実施する成年後見制度に関する研修を受けているが、権利擁護支援に関するカリキュラムの一部にすぎず、内容的にも不足しており、必ずしも実務に役立っているとはいえない。
研修を未実施の場合の理由
○研修の必要性を感じるものの、地域包括支援センター職員は、専門職の必須の研修として成年後見制度を学んでおり、また、業務多忙のため、時間的にも更なる研修の受講は難しいと考えている。

(注) 当省の調査結果による。

研修について、厚生労働省は、市区町村職員や中核機関職員等に向けて、成年後見制度利用促進体制整備研修をオンラインで実施している。また、その内容は、成年後見や権利擁護全般を体系的・網羅的に学習できるものとなっており、概要は表4-12のとおりである。

表4-12 厚生労働省による市区町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）

		基礎研修	応用研修
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員
手法等 (R5)		・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間×2回） ※R4より、ライブ配信日の受講が難しい方向けコースを設定 ※R6より、ライブ配信の回数を2回から1回に変更	・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間）
内容等		○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。	○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。
延べ受講者数	R元	6 5 1名	4 4 7名
	R2	1, 0 5 8名	8 8 1名
	R3	3 5 5名	5 5 6名
	R4	1, 1 6 4名 (うち ライブ配信受講が難しい方向け 4 6 6名)	6 5 1名
	R5	1, 1 3 3名 (うち ライブ配信受講が難しい方向け 4 6 6名)	5 2 3名
	R6	5 3 1名 (うち ライブ配信受講が難しい方向け 5 3 3名)	4 8 3名
	合計	4, 8 9 2名	3, 5 4 1名

※R2～R5については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

(注) 厚生労働省作成資料より抜粋

このように、厚生労働省が実施している研修は、市区町村職員や中核機関の職員を念頭に置いたものとなっており、相談支援機関の職員を主な対象とする研修メニューは用意されていない。厚生労働省は、相談支援機関の職員についても、上述の市区町村職員や中核機関職員等向けの研修を受講することを妨げないとしているものの、その内容をみると、例えば市区町村における協議会運営についてなど、相談支援機関の職員にとっては直接関係のないものも含まれている。

ウ まとめ

(ア) 相談支援機関における取組の強化

第二期計画では、相談支援機関は、相談者の支援ニーズを精査して利用の必要性を判断した上で中核機関につなぐこととされているが、実際には、相談支援機関の知見や経験不足などにより、期待される役割が十分に果たせていないケースがあることが確認された。

これまで国は、中核機関の設置促進など市区町村の体制整備に取り組んできており、人口1万人以上の市区町村における中核機関の設置率は7割を超える状況となっている中で、今後、成年後見制度の利用を必要とする者に適切に利用促進を図っていくためには、利用が想定される者と第一線で接する相談支援機関に対し、以下のような支援の強化が必要であると考えられる。

① 相談支援機関に対する研修の充実

基礎調査では、相談支援機関の約2割が「制度が複雑で理解が難しい」、中核機関の約4割が「関係機関における制度の理解が不十分と感じた」と回答している。

実地調査した中核機関からは、「ケアマネジャーや相談支援専門員は、都道府県が実施する成年後見制度に関する研修を受けているが、権利擁護支援に関するカリキュラムの一部にすぎず、内容的にも不足しており、必ずしも実務に役立っているとはいえない。」との意見が聞かれた。

厚生労働省は、相談支援機関の職員に向けた成年後見に関する研修を直接実施しておらず、こうした中で、一部の市区町村では、事例研究やグループワークなど、独自の工夫により相談支援機関の職員に対する研修を実施している現状がみられた。ケアマネジャーや相談支援専門員は業務多忙のため研修の受講が難しいとの声もあり、一律に研修を行うことは現実的でないが、例えばオンデマンドの研修など、必要に応じて受講できる研修メニューを国が準備し、こうした研修内容を都道府県や市区町村に周知することにより、都道府県及び市区町村が相談支援機関向けに実施している研修を支援することは、相談支援機関の職員の知見の向上に有効であると考えられる。

② 相談支援機関が利用が想定される者を中核機関へつなぐ際の基準の作成

基礎調査では、地域包括支援センターの約3割、基幹相談支援センター等の約2割が「どのようなケースを中核機関につなげばよいか分かりにくい」、中核機関の約3割が「類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差があると感じている」と回答している。また、市区町村又は中核機関が、制度利用の必要性を判断するためのチェックシートや中核機関につなぐ基準等の作成に取り組んでいるとした市区町村は約2割となっている。

こうした中、相談支援機関への実地調査では、明文化された基準に基づいて制度利用の必要性を判断しているケースは少なく、多くは職員の経験則に基づいて判断されており、制度利用の必要性の判断に苦慮している実態がみられた。また、判断基準やアセスメントシート等がある相談支援機関では、判断が容易になったとの声が聞かれる一方で、当該基準等が示されていない相談支援機関からは、業務を適切・円滑に進めるため、当該基準の作成・配布を求める要望が聞かれた。

基準等の作成により、画一的な判断とならないよう注意が必要との意見にも配慮する必要があるが、職員の入れ替わりもある中で、特に経験の浅い職員であっても一定の判断ができるよう、基準やチェックシートの作成は効果的であると考えられる。

【所見】

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の相談支援機関が、成年後見制度の利用が想定される者の成年後見ニーズを的確に把握し、中核機関につなぐことができるよう、相談支援機関に対する支援を強化すること。

例えば、国による研修の実施や都道府県及び市区町村が行う研修の支援を行うなど、その充実を図るとともに、相談支援機関から中核機関へつなぐ際の基準や目安を作成すること。

（イ）本人や親族等に対する説明の充実

基礎調査では、相談支援機関の約3割が「制度利用想定者の親族等への制度の説明が難しい」、中核機関の約3割が「関係機関における相談者への制度利用に関する説明が不十分と感じた」と回答している。また、市区町村の約2割が、市区町村又は中核機関が、相談者に向けた説明のための資料やマニュアル等や制度利用のメリットを示した資料の作成に取り組んでいたとしている。

相談支援機関や中核機関への実地調査では、①制度のメリットや利用に要する費用をうまく説明できずに苦慮している、②メリットをうまく伝えられず制度利用までに時間を要し、利用につながらないといった状況がみられた。このように、本人や親族等への説明に苦慮する中で、一部の市区町村では、相談支援機関が活用できるパンフレット等を独自に作成し、本人等も参加するケース会議で弁護士等の専門

職の助言も受けて説明するなど、工夫して対応している事例がみられた。このため、相談支援機関が本人や親族等への説明に活用できるよう、制度利用のメリットを含めた分かりやすい説明資料を国において作成することも有益と考えられる。

なお、報酬額については、令和8年3月に最高裁判所事務総局家庭局が全国の家庭裁判所が決めた後見人等への報酬額の実績を最高裁判所ホームページにおいて公表しており、今後、こうした資料も活用した分かりやすい説明資料の作成が期待される。

(4) 中核機関における個人情報の取扱状況

ア 制度の概要

厚生労働省が作成している地方自治体の先駆的取組事例集では、中核機関を含む地域連携ネットワークの構成機関が求められる個人情報の取扱いについて、次のとおりポイントを解説している。

- ① 保有する個人情報を第三者に提供する場合、基本的に、あらかじめ本人の同意を得ることが必要で（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第27条第1項）、本人や後見人等を支援する関係機関等と個人情報を共有する際も同様である。
- ② 法令に基づく場合は、本人の同意は不要であり（個人情報保護法第27条第1項第1号）、例えば、虐待された者を発見したときの市町村への通報の場合がこれに該当する。

イ 基礎調査結果

中核機関を設置済みと回答した1,132市区町村から未回答の12市区町村を除いた1,120市区町村のうち、「個人情報の取扱いに苦慮したり、課題を感じたりすることがある」市区町村は272（24.3%）、「個人情報の取扱いに苦慮したり、課題を感じたりすることはない」市区町村が848（75.7%）であった。

また、「個人情報の取扱いに苦慮したり、課題を感じたりすることがある」272市区町村のうち、216市区町村から具体的な課題が挙げられており、「中核機関、金融機関等の関係機関（家庭裁判所を除く。）との情報共有」が74市区町村（34.3%）と最も多く、次いで「関係機関と共有する個人情報の内容・範囲の決定」が41市区町村（19.0%）であった（表4-13参照）。

表4-13 個人情報の取扱いについての課題等

区分	市区町村数（割合）
中核機関、金融機関等の関係機関（家庭裁判所を除く。）との情報共有	74（34.3%）
関係機関と共有する個人情報の内容・範囲の決定	41（19.0%）
親族との情報共有	26（12.0%）

区分	市区町村数（割合）
個人情報の取得が困難	27（12.5％）
関係者への情報提供について、利用予定者本人の同意を得るのが困難	23（10.6％）
情報漏えいが不安、取扱いに注意が必要	19（8.8％）
家庭裁判所との情報共有	18（8.3％）
市区町村間又は市区町村内の部署間での情報共有	8（3.7％）

（注）1 当省の調査結果による。

2 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

なお、厚生労働省における成年後見制度の見直しへの対応についての議論に資するため、上記の調査結果の令和7年9月末時点の速報値（597市区町村分の調査結果）を、同年10月に当省から厚生労働省に情報提供した。本情報は、同年11月に開催された社会保障審議会福祉部会の参考資料として活用された。

ウ 実地調査等の結果

実地調査及び基礎調査では、市区町村及び中核機関における個人情報の取扱いに係る課題として、以下のような事例がみられた（表4-14参照）。

表4-14 個人情報の取扱いに係る事例

分類	機関	事例
関係者との情報共有	中核機関	首長申立事案の相当数は、制度利用想定者が親族等から虐待を受けているケースが多いが、虐待案件について、当該自治体は中核機関に法的位置付けがないことから個人情報保護を理由に、後見人が決定するまで制度利用想定者の情報が共有されないことが多い。
個人情報の取得が困難／ 関係者と共有する個人情報の内容・範囲	市区町村	制度利用の検討に当たり、家族状況や金銭状況の把握など、個人の周辺環境に関する情報の把握が困難である。また、把握したとして、関係機関とどこまで共有するとよいか判断しかねる。
関係者への情報提供について、利用予定者本人の同意を得るのが困難	市区町村	認知症や障害などが原因で判断能力が低下している方の個人情報の取扱いについて、本人の同意が確認できないことが多くある。 本人の判断能力が低下しており、本人の同意を得ることが難しい場合や十分に理解できているとは判断しがたい場合がある。

（注）当省の調査結果による。

エ まとめ

基礎調査によると、約4分の1の市区町村が、個人情報の取扱いに苦慮したり、課題を感じたりすることがあると回答している。実地調査では、中核機関の法的位置付けが不明確であることで、個人情報共有されない事例がみられたが、社会福祉法等の一部を改正する法律によると、市町村は、地域権利擁護相談支援センター（地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関）を置くことができるとされており、このような事例は、中核機関の法定化を含む社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正により解決される見通しである。

また、本人の同意が得られないことを理由に個人情報の共有に苦慮している実態がみられた。同意が不要となる例外ケースなど個人情報の取扱いに係る説明は厚生労働省の事例集に掲載されているものの、市区町村及び中核機関からは当該記載を参考としたとする声は聞かれなかった。

5 家庭裁判所と市区町村等の連携状況

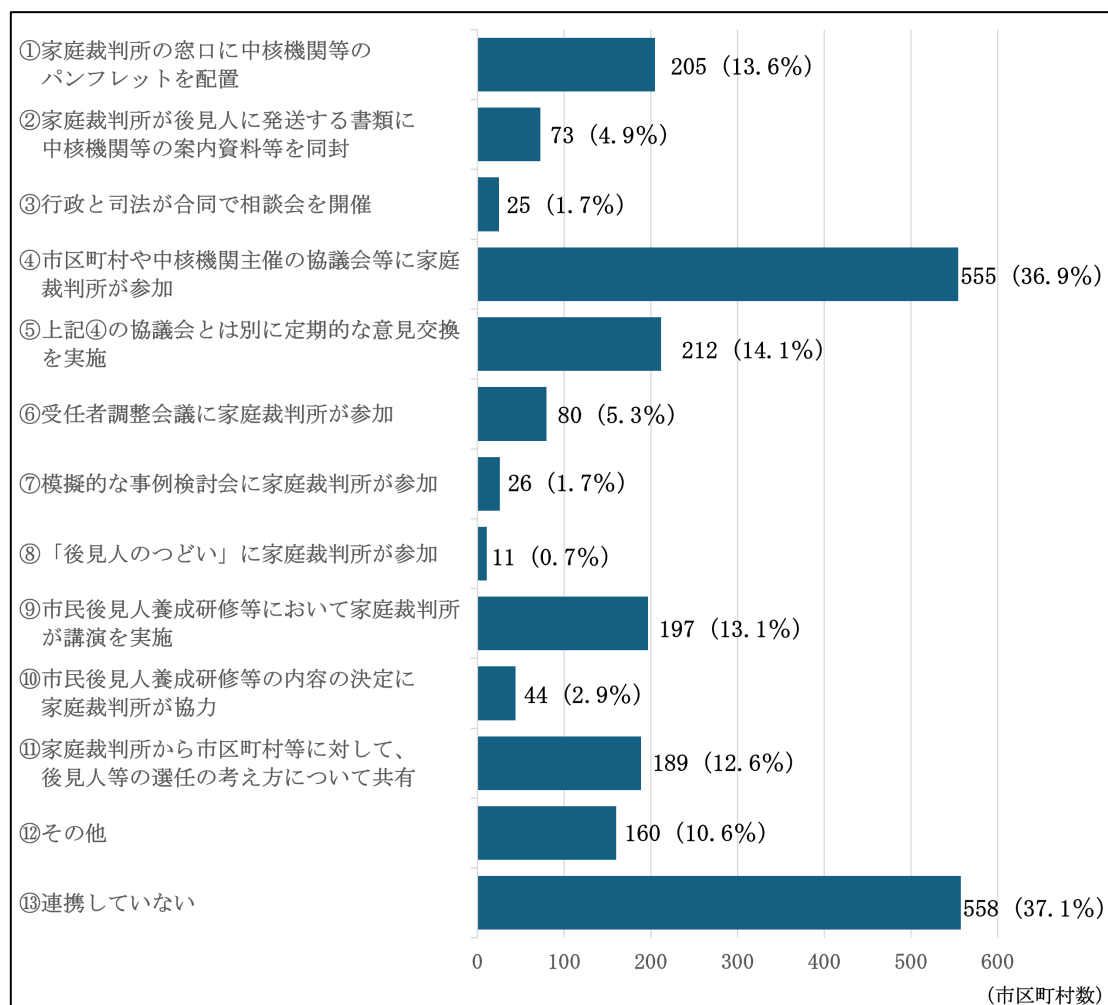
（1）本項目の概要

本項目では、家庭裁判所及び市区町村の連携について幅広く調査を行った。具体的には、i) 市区町村と家庭裁判所の意見交換、ii) 制度の広報、相談、iii) 後見人候補者の選定、iv) 市民後見人の養成、v) 後見人の支援の5つの項目について、市区町村及び家庭裁判所のそれぞれからみた連携ニーズを調査した。また、v) 後見人の支援の項目では、実際に後見人として活動している親族後見人本人から、後見活動を行う上での課題や苦慮している事項のほか、市区町村及び中核機関から受けたい支援ニーズについて聴取した。

（2）市区町村及び中核機関と家庭裁判所の連携状況

市区町村及び中核機関と家庭裁判所の連携状況について市区町村を調査したところ、家庭裁判所が、「市区町村や中核機関主催の協議会等に家庭裁判所が参加」している、「定期的な意見交換を実施」、「家庭裁判所の窓口の中核機関等のパンフレットを配置」しているといった回答が多かった。また、基礎調査に回答のあった1,504市区町村のうち、家庭裁判所と「連携していない」と回答した市区町村は558（37.1%）であった（図5-1参照）。

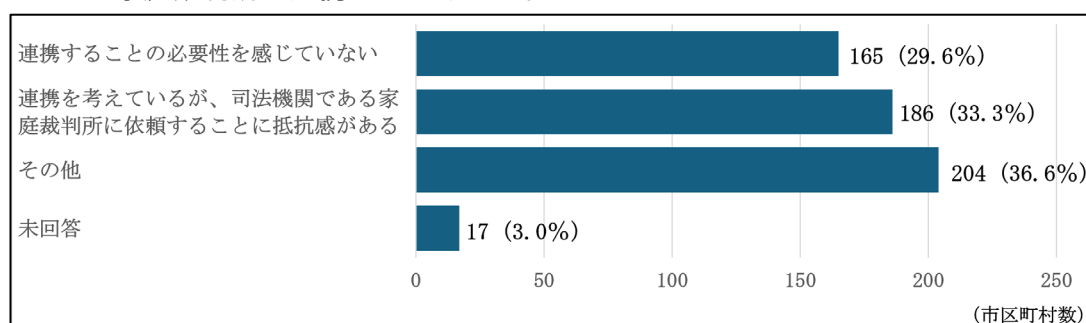
図 5-1 市区町村及び中核機関と家庭裁判所の連携状況



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 ④、⑥及び⑦はオブザーバー参加も含める。
 3 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

家庭裁判所と連携していない558市区町村について、連携していない理由を確認したところ、「連携することの必要性を感じていない」が165市区町村(29.6%)、「連携を考えているが、司法機関である家庭裁判所に依頼することに抵抗感がある」が186市区町村(33.3%)、「その他」が204市区町村(36.6%)であった(図5-2参照)。

図 5-2 家庭裁判所と連携していない理由



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

その他の理由としては、「事例（実績）がない」（20.1%）、「市区町村の体制が整っていない」（20.1%）、「連携のやり方が分からない」（9.8%）であった（表 5-1 参照）。

表 5-1 その他の理由

○家庭裁判所も多忙であり余力がないとの認識でいる。連携する必要性は感じているが、家庭裁判所に何ができて何ができないのかがよく分からない。
○連携が必要と感じているが、どのような調整が必要なのか、どのようなことに協力が得られるか不明のため現在動いていない。
○連携するための具体的な方法が分からない。
○必要性は感じているが、中核機関として後見人制度利用の実績がなく連携まで行えていない。
○連携の必要性がないとは考えてはいないが、連携を行うに当たっての知識やマンパワー等が不足している。

（注）当省の調査結果による。

（３）市区町村と家庭裁判所の意見交換

ア 制度の概要

利用促進法第 8 条第 2 項では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所との適切な連携を図るよう、留意するものとするとしている。

また、第二期計画では、市町村は、家庭裁判所との間での相互理解を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等受任イメージを共有することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められるとされている。他方、家庭裁判所には、地域連携ネットワークづくりや制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待されるとしている。

このほか、第二期計画では、家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要があるとされている。また、協議事項によっては、家庭裁判所の支部・出張所の管轄区域も踏まえて協議会を設置し、家庭裁判所の支部・出張所も含めて実施することも期待されるとしている。

最高裁判所は、家庭裁判所に対して、「家事関係機関¹⁶との連絡協議会の開催について」（令和 7 年 3 月 13 日付け最高裁家二第 235 号最高裁判所事務総局家庭局長通知）を発出し、家事関係機関との連絡協議会の開催趣旨及び方法について通知している。

¹⁶ 関係自治体の対応部局、社会福祉協議会や児童相談所等の福祉関係機関、弁護士会等の専門職団体、医師会等の医療関係機関その他協議事項に関連する関係機関又は団体

同通知において、開催趣旨は、各家庭裁判所が主催して、家事関係機関との間で、家事事件の取扱い上連絡調整を要する事項を協議するために開催するとされている。また、開催方法は、各家庭裁判所において、家事事件を取り巻く状況、庁や地域の現状、家事関係機関との連携の実情等を踏まえ、連絡協議会のテーマ、参加機関、回数等を定めるとされており、成年後見関係も連絡協議会のテーマとして含まれている。

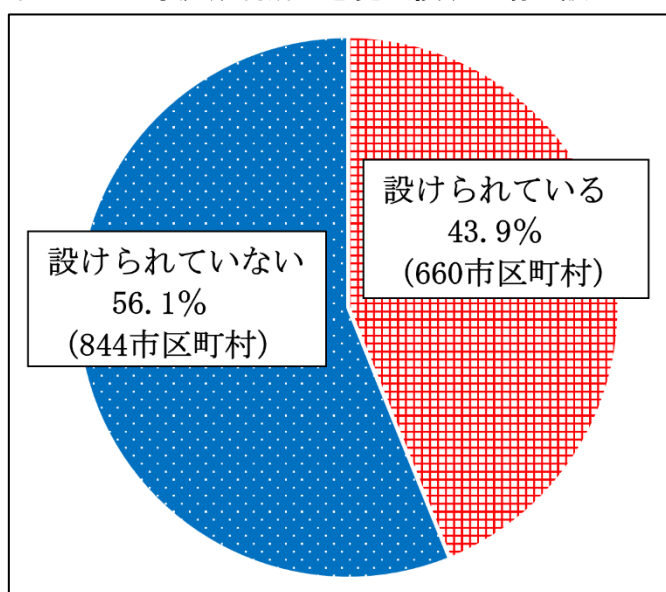
イ 市区町村及び都道府県の調査結果

(ア) 意見交換の実施状況

市区町村及び家庭裁判所の意見交換の実施状況について調査したところ、「市区町村や中核機関主催の協議会等に家庭裁判所が参加」している（オブザーバー参加を含む。）のは555市区町村（36.9%）、「協議会とは別に定期的な意見交換を実施」しているのは212市区町村（14.1%）となっていた（図5-1参照）。

また、前述のいずれかを実施することにより、家庭裁判所と意見交換する場が「設けられている」（図5-1の④又は⑤のいずれかを実施）のは660市区町村（43.9%）となっていた（図5-3参照）。

図5-3 家庭裁判所と意見交換する場が設けられている市区町村の割合



（注）当省の調査結果による。

市区町村及び家庭裁判所の意見交換の場は、主に、i）各市区町村が開催する地域連携ネットワーク（協議会）又は成年後見制度利用促進審議会、ii）家庭裁判所が開催する家事関係機関との連絡協議会であった。また、都道府県主導で圏域別に意見交換を実施するなど、i）やii）以外の場で意見交換を実施している市区町村もみられた。

意見交換のテーマは、市区町村によって様々であった（表5-2参照）。

表 5-2 意見交換におけるテーマ例

○市民後見人の取組
○中核機関における受任者調整
○後見人に対する苦情の対応
○後見人選任における考慮要素
○家庭裁判所（中核機関）の活動実績や活動方針

(注) 当省の調査結果による。

また、意見交換を契機に家庭裁判所との具体的な連携に発展した事例がみられた（表 5-3 参照）。

表 5-3 家庭裁判所との意見交換により具体的な連携に発展した事例

都道府県が圏内市区町村と家庭裁判所との意見交換の場を設けることにより、市区町村及び家庭裁判所の連携を促進している事例
○都道府県として市区町村及び家庭裁判所が意見交換する場を設けたことにより、市区町村と家庭裁判所との間で日常業務において相談できる体制を構築することができ、首長申立手続や後見人受任者調整において、市区町村が家庭裁判所に直接相談できる体制を構築することができた。 ○都道府県内の一部の市区町村においては家庭裁判所が参加する協議会が未設置であること、市区町村及び家庭裁判所が個別に意見交換会を実施している状況はみられないことから、都道府県単位の協議会において市区町村及び家庭裁判所を構成員とし、両者の連携を図っている。
意見交換を契機にチラシの同封につながった事例
○地域連携ネットワークの協議会において、市区町村から、誰が親族後見人であるのか分からず支援が難しいという課題を提起し、家庭裁判所に助言を求めたところ、家庭裁判所から、「他市区町村において、居住する親族後見人に初回に送付する書類の封筒に親族後見人支援に関するチラシを同封しているため、同様に対応することは可能である」旨の発言があった。これを受け、家庭裁判所に対応を依頼しチラシを同封してもらうことになった。
意見交換により、制度案内について、家庭裁判所及び中核機関の役割分担を整理している事例
○意見交換会において、家庭裁判所から、「市民から、制度利用についてどこへ相談に行ったらいいか分からないという意見が多い。裁判所の立場上、どの制度がよいか提案できないため困っている。」という課題が共有され、中核機関から、「成年後見制度以外の選択肢も含めて案内できるため、中核機関を相談先として提案して構わない」との発言があり、まずは中核機関に相談するよう案内することで整理された。
市区町村の考えが家庭裁判所に伝えられるようになった事例

○中核機関の運営委員会において、首長申立ての際、市長から家庭裁判所に対し、被後見人に支援してほしい内容（例：債務整理、入所施設の選定など）を伝えた方がよいのではとの意見があり、後日、家庭裁判所に相談した結果、申立書類に添える形であれば差し支えないとの助言があり、市の考えが家庭裁判所に伝えられるようになった。

（注）当省の調査結果による。

他方、家庭裁判所から市区町村単位での協議会へ参加することは難しいと言われるなど、意見交換の場が設置できなかった例がみられた（表 5-4 参照）。

表 5-4 意見交換の場が設置できなかった事例

○協議会への出席を求めたいが、家庭裁判所の職員は公共交通機関での移動が基本であるために、交通の便が悪い当町のようなへき地では難しさがある。
○成年後見ネットワーク連絡会への出席を依頼したが、特定の地域のみ参加することは難しいという返答であった。
○年 3 回の協議会について、オブザーバーとしての参加依頼をしているが、年に 1 度しか出席してもらえない。
○協議会のオブザーバーを依頼したが、協議会委員（医師）の都合で夜の時間帯になったところ、夜の会議は出席できないと欠席している。
○令和 4 年度から 6 年度まで家庭裁判所と意見交換会を行っていたが、7 年度は多忙を理由に断られた。
○以前、都道府県主催の連絡会の場で、家庭裁判所から、「都道府県単位の連絡会に参加は可能だが、市区町村単位での協議会に参加は難しい」という発言があった。
○令和 4 年 4 月から 6 年 4 月まで都道府県、都道府県社会福祉協議会及び家庭裁判所の 3 者で意見交換会を 10 回実施した。主な意見交換の内容は、市町村の動きを共有するもので、最後に開催された令和 6 年 4 月以降、家庭裁判所の担当者が異動すると、意見交換会の開催が拒否され現在に至っている。

（注）当省の調査結果による。

こうした事例のほか、都道府県が主導して広域で対応している事例がみられた（表 5-5 参照）。

表 5-5 都道府県が主導して広域で対応している事例

○権利擁護ネットワークの整備及び中核機関の設置を検討している市町村を訪問し、担当課長及び担当者との意見交換を実施した。訪問の際には、権利擁護ネットワークの整備及び中核機関の設置の必要性について説明し、取組を検討するよう要請しており、都道府県社会福祉協議会及び家庭裁判所がオブザーバーとして、訪問に同行している。

また、都道府県内の各圏域において、市町村担当者との情報交換会を定期的に開催している。この情報交換会では、市町村が直面している課題や先進的な取組事例及び国の動向を共有することができ、個別訪問だけでは得られない広域的な連携・情報共有の場として、中核機関の設置及び地域連携ネットワークの整備の促進に寄与している。

都道府県と家庭裁判所との連携を始めた当初、家庭裁判所は、国と地方公共団体の関係は上意下達であり、国が市町村に中核機関の設置を要請すれば、全国一律に設置されるものであると認識していたようであった。しかし、都道府県と一緒に家庭裁判所が数多くの市町村を訪問するにつれて、国と地方公共団体の関係は対等であり、中核機関の設置の主体は飽くまで市町村であるということを理解してくれるようになった。

その結果、家庭裁判所は、市町村が整備している地域連携ネットワークの会議に積極的にオブザーバーとして参加してくれるようになり、市町村が抱えている課題等について、オブザーバーとしての立場で、有益な意見を述べてくれるようになった。また、市町村職員等を対象とした都道府県が開催する研修において、首長申立ての手続の講演について講師派遣の依頼を受けてもらえるようになった。

さらに、市町村においても、家庭裁判所が地域連携ネットワークの会議に積極的に参加してくれるようになったことにより、相互の役割を理解できたため、首長申立ての手続において疑義が生じた場合、これまでは都道府県を通じて照会していたものが、直接、家庭裁判所に照会するようになった。

こうしたことから、家庭裁判所は地域連携ネットワークの会議に積極的に参画すれば、相互の役割が理解でき、利用促進に関して業務が円滑に進むと考える。

○令和5年度及び7年度に県を5地区に分けて実施した圏域別情報交換会に家庭裁判所の職員が参加した。また、6年度はテーマ別市町村情報交換会を実施し、家庭裁判所の職員も参加している。

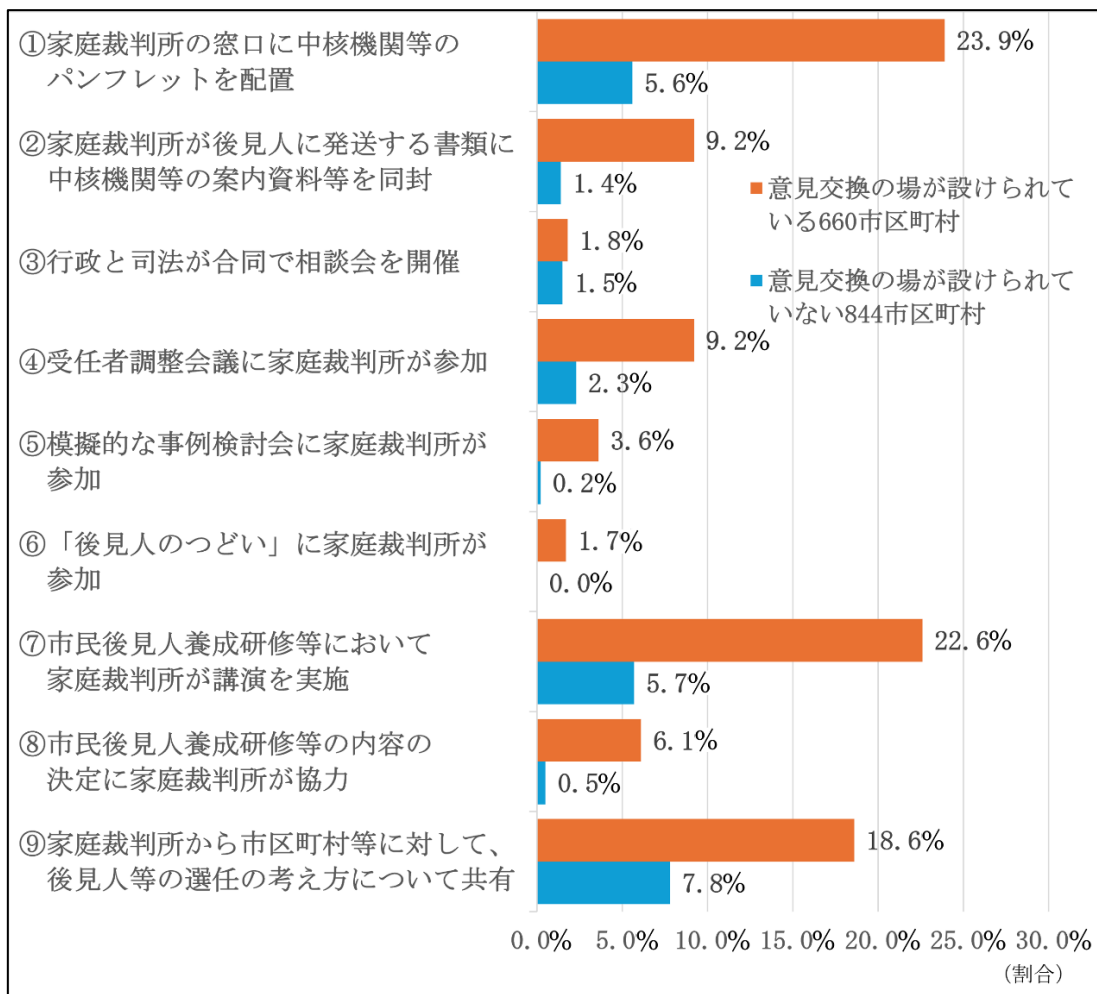
(注) 当省の調査結果による。

(イ) 意見交換の場の有無と家庭裁判所との連携状況

上述のとおり、意見交換を契機として具体的な連携（チラシ同封、相談体制構築等）に発展した事例が複数確認されており（表5-3参照）、意見交換が連携の契機となり得ることが示唆されたことから、意見交換の場の有無と家庭裁判所と連携した取組が行われている割合の関係について調査した。

その結果、市区町村主催の協議会等に家庭裁判所が参加することや協議会等とは別に定期的な意見交換を行うなど、家庭裁判所と意見交換する場が設けられている市区町村の方が、設けられていない市区町村よりも、家庭裁判所と連携した取組が行われている割合が高い傾向がみられた（図5-4参照）。

図 5-4 意見交換の場の有無と、家庭裁判所と連携している市区町村の割合



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ⑥及び⑦はオブザーバー参加も含める。
 3 図中の番号は、図5-1の番号と同じである。
 4 図5-1の④又は⑤のいずれかを実施していれば「意見交換の場が設けられている」、いずれも実施していなければ「意見交換の場が設けられていない」と整理している。

(ウ) 家庭裁判所への要望等

市区町村からは、「申立ての際にやり取りをする出張所の調査官は非常に話しやすいが、(オブザーバーとしての) 意見等を伺うとなると、本所のどの係になるのか。市町村・中核機関との連携に関する窓口を教えてほしい。本所とは日頃のやり取りもなく敷居が高い。気軽に意見交換ができる関係性ができたらと思う」という要望や、「家庭裁判所には、地域連携ネットワークで出された課題等について、会議終了後にオブザーバーとしての意見をもらっていることから、引き続き、オブザーバーとして会議に参加してほしい。」という要望がみられた。

ウ 家庭裁判所調査結果

(ア) 都道府県との意見交換

今回調査した家庭裁判所(全50庁)のうち、都道府県との意見交換を実施している家庭裁判所は、47庁(94.0%)であった。

都道府県との意見交換を実施している家庭裁判所（47 庁）について、意見交換の形態を調査したところ、「成年後見制度利用促進に係る都道府県単位の協議会」が 34 庁（72.3%）、「家事関係機関との連絡協議会」が 38 庁（80.9%）、「その他」が 20 庁（42.6%）であった。また、意見交換のテーマは、「裁判所から後見人の選任イメージの共有」や「親族後見人との連携」など様々であった（表 5-6 参照）。

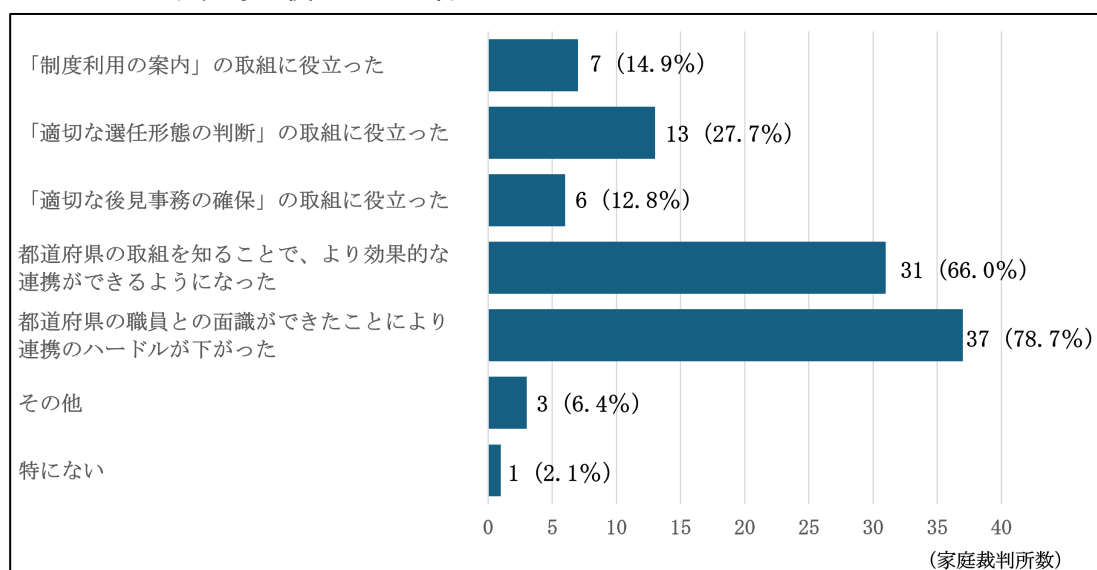
表 5-6 都道府県との意見交換のテーマ例

- 後見等事務報告書（統一書式）
- 法人後見受任の現状
- 県の県内市町村への広域的支援の現状
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携
- 身上保護事務及び意思決定支援の基本的な考え方
- 裁判所から後見人の選任イメージの共有
- 後見人等に関する苦情に対する連携や情報共有の在り方
- 親族後見人との連携
- 成年後見制度利用ガイドラインの策定（支援者等関係者向け）

（注）当省の調査結果による。

また、第二期計画で家庭裁判所が行うとされている取組等に役立った内容としては、「都道府県の職員との面識ができたことにより連携のハードルが下がった」が 37 庁（78.7%）、「都道府県の取組を知ることで、より効果的な連携ができるようになった」が 31 庁（66.0%）であり、「特にない」が 1 庁（2.1%）であった（図 5-5 参照）。

図 5-5 都道府県との意見交換により、第二期計画で家庭裁判所が行うとされている取組等に役立った内容



（注） 1 当省の調査結果による。

2 割合の分母は、都道府県との意見交換を実施している家庭裁判所数（47）としている。

(イ) 市区町村との意見交換

今回調査した家庭裁判所（50 庁）のうち、管轄区域内の全ての市区町村と意見交換を実施しているのは 18 庁（36.0%）、一部の市区町村と意見交換を実施しているのは 32 庁（64.0%）であり、市区町村との意見交換を実施していない家庭裁判所はみられなかった。

意見交換の形態としては、「成年後見制度利用促進に係る都道府県単位の協議会」が 19 庁（38.0%）、「成年後見制度利用促進に係る市区町村単位の協議会」が 38 庁（76.0%）、「家事関係機関との連絡協議会」が 42 庁（84.0%）、「その他」が 5 庁（10.0%）であった。意見交換のテーマは、「自治体、専門職及び家庭裁判所における連携・協力の在り方」や「中核機関の機能充実」など様々であった（表 5-7 参照）。

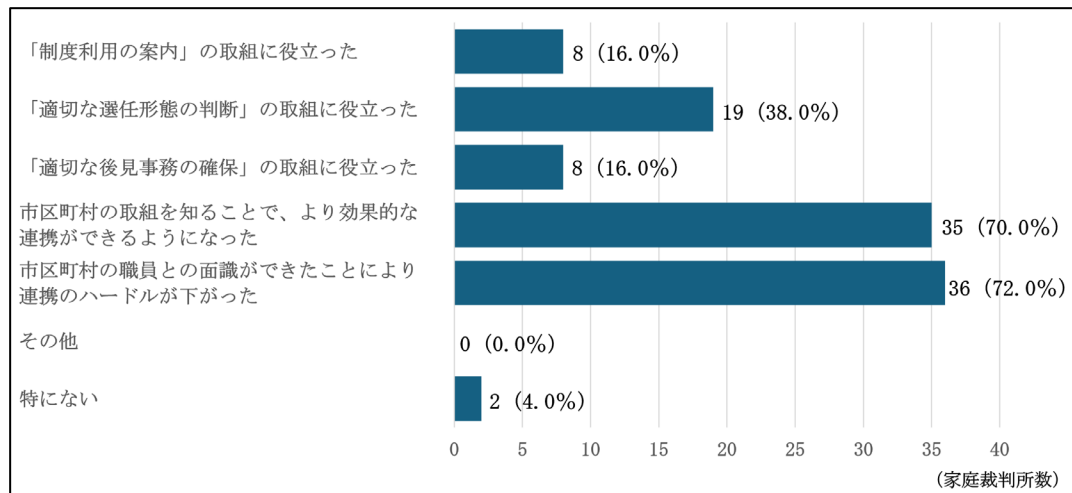
表 5-7 市区町村との意見交換のテーマ例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○各市町村の課題・関心に応じた意見交換（例：円滑な首長申立ての実現に向けた意見交換、市民後見人の選任・育成に向けた意見交換等）○自治体、専門職及び家庭裁判所における連携・協力の在り方○日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携について○身上保護事務及び意思決定支援の基本的な考え方について○市民後見人の推薦、報酬助成○中核機関の機能充実○後見等事務報告に関する統一書式 |
|---|

（注）当省の調査結果による。

第二期計画で家庭裁判所が行うとされている取組等に役立った内容としては、「市区町村の職員との面識ができたことにより連携のハードルが下がった」が 36 庁（72.0%）、「市区町村の取組を知ることによって、より効果的な連携ができるようになった」が 35 庁（70.0%）であり、「特になし」が 2 庁（4.0%）であった。（図 5-6 参照）。

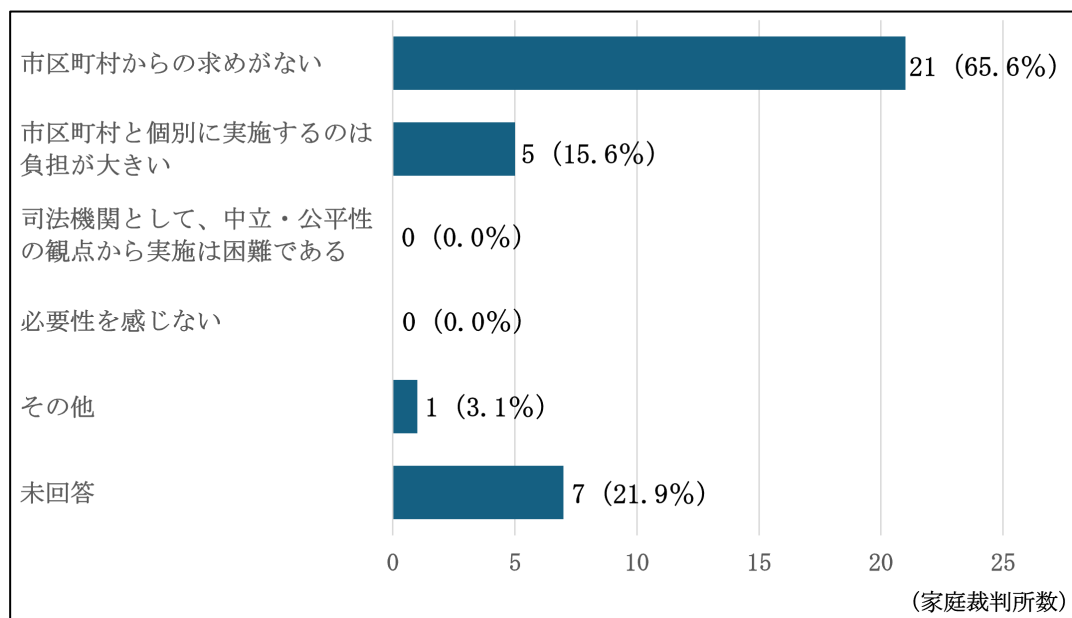
図5-6 市区町村との意見交換により、第二期計画で家庭裁判所が行うとされている取組等に役立った内容



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、市区町村との意見交換を実施している家庭裁判所数（50）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

意見交換を実施していない市区町村がある家庭裁判所（32 庁）について、その理由を調査したところ、「市区町村からの求めがない」が 21 庁（65.6%）、「市区町村と個別に実施するのは負担が大きい」が 5 庁（15.6%）であり、「必要性を感じない」とする家庭裁判所はみられなかった（図5-7 参照）。

図5-7 意見交換を実施していない市区町村がある場合、その理由

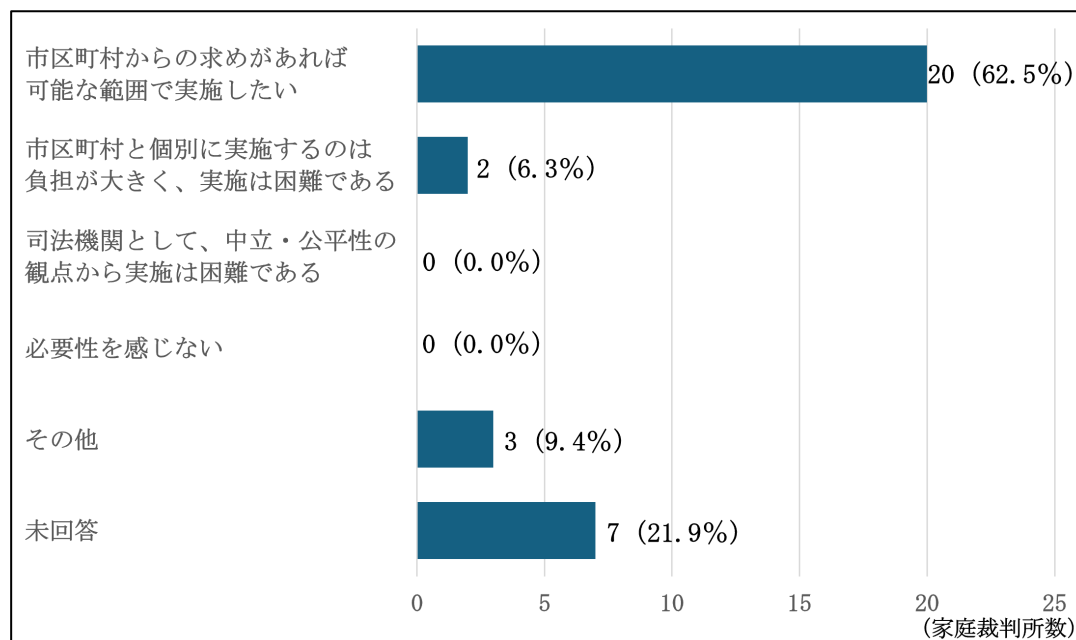


(注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、意見交換を実施していない市区町村がある家庭裁判所数（32）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

意見交換を実施していない市区町村がある家庭裁判所（32 庁）について、今後、意見交換することについての意見を調査したところ、「市区町村からの求めがあれば

可能な範囲で実施したい」が20庁（62.5%）、「市区町村と個別に実施するのは負担が大きく、実施は困難である」が2庁（6.3%）であり、「必要性を感じない」とする家庭裁判所はみられなかった（図5-8参照）。

図5-8 意見交換を実施していない市区町村がある場合、今後、意見交換をすることについての意見



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、意見交換を実施していない市区町村がある家庭裁判所数（32）としている。
 3 小数第二位を四捨五入しているため、割合の合計は100にはならない。

意見交換について、意見交換をしたい事項や意義等について確認したところ、「行政の成年後見制度に対する取組・課題について意見交換をすることは、申立時に裁判所に提出される書面（受任者調整会議の結果等）の意味を理解できたり、また、行政が抱えている問題に対して裁判所として何かできることはないのか考えるきっかけになったりするため、とても意義がある。」といった意見がみられた（表5-8参照）。

表5-8 意見交換をしたい事項がある場合、その内容、意見交換の意義等についての意見など

○行政の成年後見制度に対する取組・課題について意見交換をすることは、申立時に裁判所に提出される書面（受任者調整会議の結果等）の意味を理解できたり、また、行政が抱えている問題に対して裁判所として何かできることはないのか考えるきっかけになったりするため、とても意義がある。

成年後見制度を利用しない形での本人支援について、行政がどのように考えているのか、また、現在、具体的にどのような支援があり、実際にどのように機能しているのか、機能していないとしてどこに問題あるのか等を意見交換（裁判所

はオブザーバー参加という形になると思われるが) したい。これを行うことで、特に裁判所の役割である「制度利用の案内」の場面で役立つと考える。
○求めがあれば可能な限りに対応したいが、全ての市町村と個別に実施するのは負担が大きい。裁判所がより関与するテーマ（後見人の担い手育成、受任者調整）の意見交換は積極的に実施したいと考えるが、そこまで体制整備が進んでいる市町村は少ない。
○後見人等の担い手不足が顕著となり、申立てから選任までの期間が長期化している。行政との意見交換を通じて現状の認識共有や課題解決に向けた取組を進めていきたい。
○裁判所の中立性の観点から、オブザーバー参加した協議会等において、個別事件について見解を述べたり意見交換を実施したりすることはできないものの、行政の取組を知ることや、裁判所における取組を可能な範囲で紹介するなどして連携を図りたい。
○現状、原則首長申立事案に限られている受任者調整会議の対象を首長申立て以外の事案について対象とすることの可否について意見交換をしたい（首長申立てではない事案において、本人を取り巻く複雑な状況があり、受任者調整会議において検討することで、よりよい選任形態の判断やチーム形成につながるのではないかと思う事案があるため。）。 また、受任者調整会議における後見人候補者の選定理由の申立書等への記載について意見交換をしたい。家庭裁判所において受任者調整会議の結果を尊重することはもちろんではあるが、受任者調整会議において候補者選定に至った経緯についての十分な記載や、本人の課題、支援チームの形成状況等について具体的な記載があったほうがよいと思われることがある。家庭裁判所が必要と思われる情報と福祉・行政が家庭裁判所に提供する内容とが齟齬^{そご}することのないように意見交換をする場があればよいと思う。

(注) 当省の調査結果による。

エ まとめ

市区町村調査によると、37.1%の市区町村は家庭裁判所と連携しておらず、その理由としては、「連携を考えているが、司法機関である家庭裁判所に依頼することに抵抗感がある」と回答した市区町村が33.3%であった。市区町村からは、家庭裁判所とは「日頃のやり取りもなく敷居が高い。気軽に意見交換ができる関係性ができたらと思う。」との意見があった。他方、家庭裁判所からみた場合も、市区町村との連携に当たって一定の心理的抵抗感が認められ、家庭裁判所調査では、意見交換により「市区町村の職員との面識ができたことにより連携のハードルが下がった」との回答が72.0%であった。このような状況から、市区町村と家庭裁判所が意見交換を行うことにより、それぞれに対する抵抗感が解消されと考えられる。

実際、市区町村調査によると、市区町村主催の協議会等に家庭裁判所が参加するなど、家庭裁判所と意見交換する場が設けられている市区町村の方が、設けられていな

い市区町村よりも、家庭裁判所と連携した取組が行われている割合が高い傾向が確認された（図5-4参照）。

家庭裁判所と意見交換をする場が設けられている市区町村は43.9%であり、意見交換を実施していない市区町村がある家庭裁判所（32庁）の多くは、意見交換を実施していない主な理由として「市区町村からの求めがない」（65.6%）を挙げており、今後の対応についても「市区町村からの求めがあれば可能な範囲で実施したい」とする家庭裁判所が多いことから、市区町村から家庭裁判所へ働き掛けていないケースが多いと考えられる。

これらを踏まえると、市区町村から家庭裁判所に対して意見交換を働き掛けることは、連携促進に有効な手段の一つと考えられる。

なお、一部の家庭裁判所からは、個別に市区町村との意見交換に対応することは負担が大きいとの意見があり、都道府県が主導して市区町村と家庭裁判所との連携を推進した事例もみられたことから、こうした取組も連携を推進する上で有効であると考えられる。

【所見】

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 市区町村に対して、市区町村と家庭裁判所の意見交換の場の好事例や意見交換の方法（会議の持ち方やテーマ設定など）を周知するとともに、都道府県単位や複数市区町村単位など広域実施の方法についても示すことなどにより、市区町村と家庭裁判所が意見交換できる機会を設けるよう促すこと。

（４）制度の広報、相談対応

ア 制度の概要

第二期計画では、家庭裁判所は、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するための情報提供及び手続の案内を行うことや、必要に応じて、各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先を案内することが期待されている。また、第二期計画では、家庭裁判所は市町村による権利擁護支援の内容を理解すること、市町村は司法手続の特徴や流れを理解することなどにより、相互理解を図ることが求められている。

イ 市区町村調査結果

制度の広報、相談対応について、市区町村及び家庭裁判所の連携状況を調査したところ、「家庭裁判所の窓口の中核機関等のパンフレットを配置」しているのは205市区町村（13.6%）、「行政と司法が合同で相談会を開催」しているのは25市区町村（1.7%）であった（図5-1参照）。

また、家庭裁判所に配置された中核機関のパンフレットを見て、中核機関に相談した事例（表5-9参照）や、制度案内について、家庭裁判所及び中核機関の役割分担を整理している事例がみられた（表5-3参照）。

表 5-9 家庭裁判所の窓口の中核機関等のパンフレットを配置している事例

○家庭裁判所に成年後見制度の概要を記載したパンフレット又はチラシを備え付けてもらっている。家庭裁判所に備え付けられていたパンフレットを見て中核機関に相談してきた事例もあり、一定の効果があると感じている。
○令和 7 年度に親族後見人の関係者から「本人の母（親族後見人）が、後見人を続けることに不安を抱いており、辞任について家庭裁判所で相談予定」と家庭裁判所に相談があり、親族後見人からも「(自身が) 高齢で、精神的にも定期報告が負担であり、報告書様式の変更にも対応できないので、後見人を辞めたい」と相談があった。 家庭裁判所は従来中核機関の案内チラシを配置しており、同機関に後見人からの相談を受け付ける窓口があることを知っていた。 このため、本相談については、家庭裁判所と同機関が連携して相談者の報告書の作成を支援することとなり、引き続き相談者が親族後見人を務めることとなった。

(注) 当省の調査結果による。

他方、パンフレットの配置を家庭裁判所に依頼したが、特定の市区町村のみ配置することはできないとして断られた事例などがみられた（表 5-10 参照）。

表 5-10 パンフレットの配置を家庭裁判所に依頼したが断られた事例

○中核機関のパンフレットを家庭裁判所の窓口配置するよう依頼したが、管轄区域内の市区町村のうち特定の市区町村のパンフレットだけを配置する訳にはいかないとして断られた。
○毎年、家庭裁判所に各種セミナーのチラシを配置してほしいと依頼している。また、令和 6 年度には初めて「親族後見人のつどい」を開催することとなり、その際にも同様に依頼した結果、対象者の情報提供はできず個別に案内することになるとの回答があったが、対象者の紹介には至っていない。また、家庭裁判所からは毎回「家庭裁判所だけで判断できる話ではなく、最高裁判所に確認する必要があるため申請書を出してほしい」と言われて、毎回申請書を作成し家庭裁判所に提出しているが、これまで一度もチラシの設置や対象者の紹介に至ったことがない。

(注) 当省の調査結果による。

そのほか、家庭裁判所で対応すべき案件が中核機関に案内されたと感じているとする市区町村の事例がみられた（表 5-11 参照）。

表 5-11 家庭裁判所で対応すべき案件が中核機関に回されたと感じたとする事例

○孫の未成年後見人（未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行う者）となっている者から「孫が来年成人するが、自分が成年後見人になるためにはどうすればよいか」と相談されて対応したことがある。相談者は家庭裁判所から中核機関に相談するよう言われて相談されたものであるが、相談内容は手続に関することであり、家庭裁判所でも手続案内により対応可能であったと考えられる。

そのほか、銀行の窓口で成年後見制度の利用を勧められた者は、まずは家庭裁判所に相談に行っているようであるが、家庭裁判所から案内されて相談に来る者が多い。

また、家庭裁判所が受け付けた相談を中核機関に案内してくる事例も増えてきているが、以前、家庭裁判所から中核機関に行くよう教示を受けた方が予約なしで来所され、対応できる職員がおらず相談者に迷惑をかけたこともあった（たらい回しのような状況が発生）。

（注）当省の調査結果による。

ウ 家庭裁判所調査結果

今回調査した家庭裁判所（50 庁）のうち、中核機関のパンフレットを家庭裁判所に配置する、市区町村が開催する住民向け相談会へ参加するなど、管轄区域内の全ての市区町村と広報や相談対応で連携しているのは 3 庁（6.0%）、一部の市区町村と連携しているのは 33 庁（66.0%）、全く連携していないのは 14 庁（28.0%）であった。

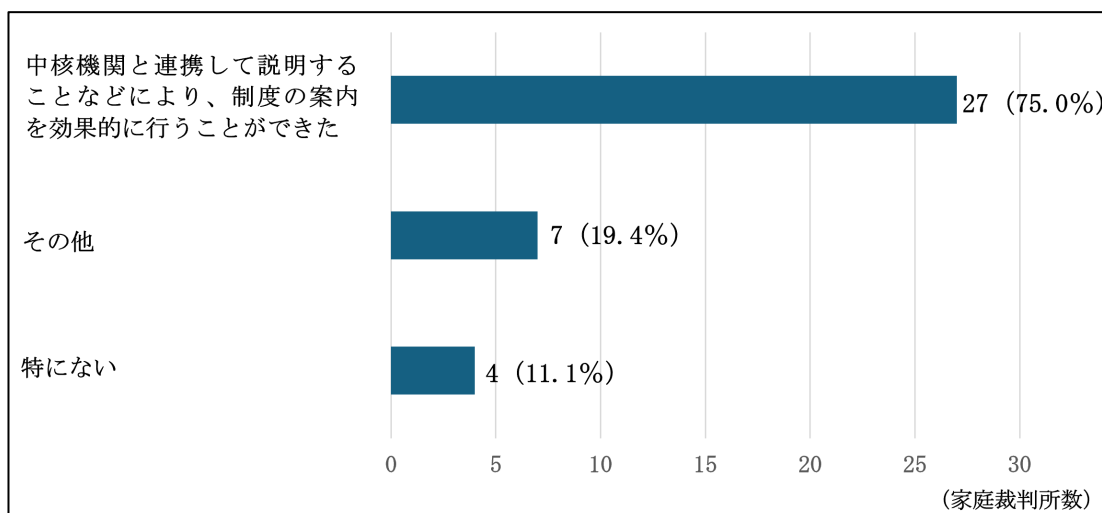
広報や相談対応について市区町村と何らかの連携をしている 36 庁のうち、「中核機関のパンフレットを家庭裁判所に配置するなど、広報で連携」しているのは 29 庁（80.6%）で、「市区町村が開催する住民向け相談会へ参加するなど、広報や制度の案内で連携」しているのは 4 庁（11.1%）であった。

連携に至った経緯は、「市区町村からの働き掛け」が 32 庁（88.9%）、「家庭裁判所からの働き掛け」が 4 庁（11.1%）、「その他」が 2 庁（5.6%）であった。

連携により家庭裁判所が行う取組に役立った内容としては、「中核機関と連携して説明することなどにより、制度の案内を効果的に行うことができた。」が 27 庁（75.0%）であり、「その他」が 7 庁（19.4%）、「特になし」が 4 庁（11.1%）であった（図 5-9 参照）。

「その他」の内容として、「連携によって中核機関の相談支援機能等の状況を正しく把握することができたため、裁判所の手続案内では対応できない問合せのうち、中核機関で対応可能なものについては、中核機関を紹介するように取り組んでいる。その結果、利用者のニーズに間接的に応えることができている。」といった意見がみられた。

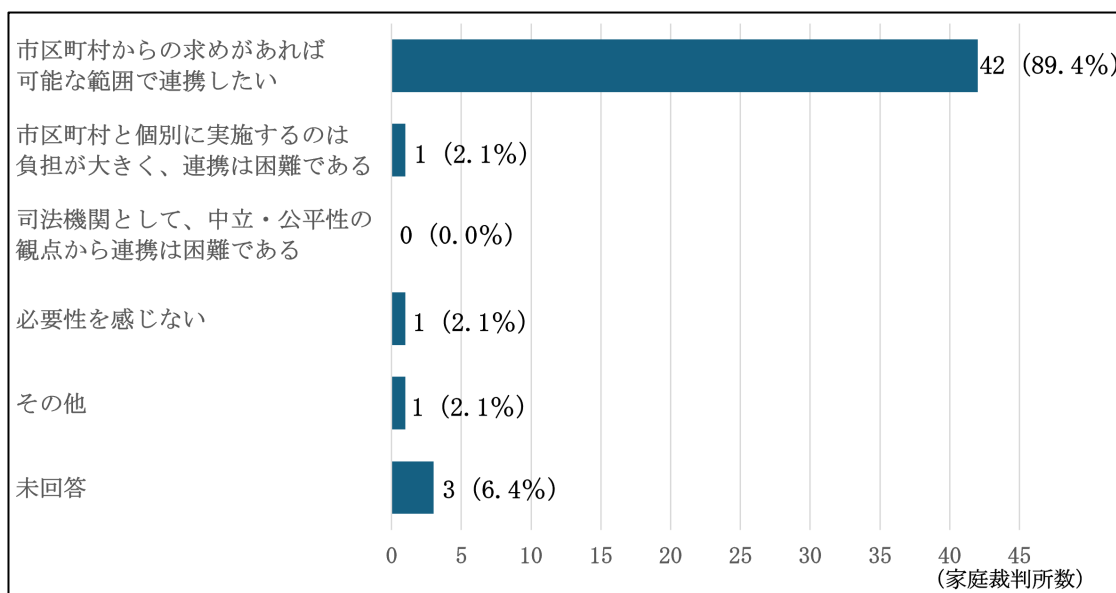
図 5-9 連携により、家庭裁判所が行う取組に役立った内容



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、広報や相談対応で市区町村と連携している家庭裁判所数（36）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

制度の広報や相談対応について、連携していない市区町村がある家庭裁判所（47 庁）のうち、今後、連携することについての意見を調査したところ、「市区町村からの求めがあれば可能な範囲で連携したい」が 42 庁（89.4%）であり、「必要性を感じない」が 1 庁（2.1%）であった（図 5-10 参照）。

図 5-10 連携していない市区町村がある場合、今後、連携することについての意見



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、連携していない市区町村がある家庭裁判所数（47）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

連携に関する必要性や意義に関する意見を調査したところ、「県がまとめた全市町村の中核機関が記載されているパンフレット等を広報（手続案内）に利用している。」といった意見がみられた（表 5-12 参照）。

表 5-12 連携についての必要性や意義に関する意見、連携に当たっての課題や市区町村に求めたいこと

○市町村等と連携をしていくことが成年後見制度を進めて行く上で重要であることは裁判所としても認識しているが、裁判所の立場上、できること、できないことがあることも理解してほしいと考えている。
○中核機関のパンフレットの配置等の連携は、求めがあれば可能な範囲で連携をしたいと考えるが、各市町村の相談会への参加等、個別に実施することは負担が大きく困難である。
○制度利用前の中核機関等への相談などを通じて、市町村が権利擁護支援を必要とする住民の情報を得ることは、その後の権利擁護支援（成年後見制度に限らず日常生活自立支援事業なども含めた広い意味での支援）につなぐ契機を増やすだけでなく、当該住民が成年後見制度を利用した場合には、中核機関が得た情報を活用してフォローアップ等を継続することで、後見人や被後見人が孤立しない環境を構築できると思料する。そのため、可能な範囲で、制度利用前の連携に尽力していきたい。
○司法機関である裁判所は利用者の立場に立った申立支援はできないが、中核機関であれば利用者のニーズに合わせた支援を行うことができる。
○県と連携を図っている。具体的には、県がまとめた全市町村の中核機関が記載されているパンフレット等を広報（手続案内）に利用している。
○利用者や後見人等にとって有意義な情報は適正な後見事務に資するものであり、司法機関としての中立性・公平性を害しない範囲で連携協力していきたい。裁判所にも設置を依頼される予定のパンフレット等については、そのような観点も持って作成してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

エ まとめ

制度の広報、相談対応においては、市区町村、家庭裁判所のそれぞれに役割や得意分野があり、市区町村と家庭裁判所がそれぞれの業務の内容を理解するとともに、相談内容に応じて相談者を適切に案内することが、制度利用につながるものと考えられる。

広報に関する連携の例として、家庭裁判所に中核機関のパンフレットを配置することは、中核機関を経由しない親族後見人のケースも含めて中核機関の周知につながることから有効な取組であると考えられ、実地調査でもそのような事例が確認された。

これについて、市区町村からみた場合の実施率は 13.6%であるのに対し、家庭裁判所からみた実施率は 80.6%となっている。これは、家庭裁判所 1 庁の管轄区域内に複数の市区町村が含まれる中で、管轄区域内の一部の市区町村のみと連携している家庭裁判所が多いためであると考えられる。こうしたケースについては、同一管轄区域内

の他の市区町村から実施済市区町村と同様の依頼を家庭裁判所に対して行うことで、取組が広がる可能性があると考えられる。

また、特定の市区町村のみパンフレットを配置することはできないとして家庭裁判所に断られた事例がある一方で、都道府県がまとめた管内市区町村の中核機関が記載されているパンフレットを活用している事例がみられた。

相談対応の役割分担については、家庭裁判所で対応すべき案件が中核機関に回されたと感じたとする市区町村の事例がある一方で、家庭裁判所の意見として、市区町村との連携により中核機関の相談支援機能の理解が進んだ結果、中核機関の紹介が的確に行えるようになったとの声があった。

（５）後見人候補者の選定

ア 制度の概要

老人福祉法第 32 条の 2 において、市町村は、市町村長申立ての円滑な実施に資するよう、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、都道府県は、前述の措置の実施に関し、助言その他の援助を行うように努めなければならないとされている。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法においても同様の規定がある。

また、第二期計画では、市町村・中核機関は、必要に応じて、首長申立事案でない場合であっても受任者調整を行い、家庭裁判所に当該親族等を候補者として推薦するなどの支援を実施することが期待されるとしている。

このほか、第二期計画では、i) 家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有する、ii) 個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深める、iii) 受任者調整の際に将来的な後見人等の交代も含めた初期方針が検討できるよう、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、交代のタイミングや引継ぎ方法など交代に関するイメージの共有も進めるとされている。

イ 市区町村調査結果

後見人候補者の選定について、市区町村及び家庭裁判所の連携状況を調査したところ、「受任者調整会議に家庭裁判所が参加」している（オブザーバー参加も含む。）のは 80 市区町村（5.3%）、「模擬的な事例検討会に家庭裁判所が参加」している（オブザーバー参加も含む。）のは 26 市区町村（1.7%）、「後見人等の選任の考え方について共有」しているのは 189 市区町村（12.6%）であった（図 5-1 参照）。

また、市区町村からは、受任者調整会議に家庭裁判所が陪席することは、家庭裁判所にとっても意味があると感じているという意見がみられた（表 5-13 参照）。

表 5-13 後見人候補者の選定に関する連携事例

受任者調整会議や模擬的な事例検討会に家庭裁判所が参加している事例
○受任者調整会議を開催する際、家庭裁判所が陪席している。陪席の立場であるため、基本的には、家庭裁判所からの発言はないが、事案の概要や後見人を推薦した理由等を承知してもらうことは、家庭裁判所にとっても意味があると感じている。
○地域連携ネットワークの協議会の議題として事例検討会を盛り込むことがあり、その際は、オブザーバーで参加している家庭裁判所もグループワークに参加している。 家庭裁判所が積極的に議論に参加することはないが、現場ではどういった事例が発生しており、それに対して、関係機関が、成年後見以外を含めた様々な支援方策の中から何を選択すべきか、成年後見制度を利用すればどういった課題が解決し、逆にどういった課題が解決しないのかを検討した上で、最終的に申立てを行うか否かを判断しているのだという過程を知ってもらうだけでも意味があると認識している。
後見人等の選任の考え方について共有している事例
○適切な後見人候補者を推薦する観点から、受任者調整会議の検討による後見人候補者と、実際に選任される後見人との間に 齟齬 が生じないように、家庭裁判所との意見交換を通じて受任者調整のガイドラインを策定している。市区町村の成年後見利用促進計画においても、合致割合 100%を目標に掲げ、達成している。
○後見人選任の考え方について書類として家庭裁判所と共有したものはないが、家庭裁判所から被後見人の性格や抱えるトラブルに応じた専門職の後見人を選定するよう教示されたことがある。こうしたことを踏まえ、法的な紛争を抱える者は弁護士、家屋の処分や相続などの法律的な手続を抱える者は司法書士、身上監護の必要がある者は社会福祉士を候補者として家庭裁判所に申立てを行う工夫をしている。その結果、ほとんどの場合において、当該候補者が選任されている。

(注) 当省の調査結果による。

他方、「受任者調整会議への参加を打診したものの、「中立的な立場でありたい。」との理由から断られている。」とする事例がみられた（表 5-14 参照）。

表 5-14 受任者調整会議への参加を家庭裁判所に依頼したが断られた事例

○家庭裁判所に対して、受任者調整会議への参加を打診したものの、「中立的な立場でありたい。」との理由から断られている。
○令和 6 年度に家庭裁判所から受任者調整会議の設置について働き掛けがあったため、7 年度に設置した。受任者調整会議への家庭裁判所の参加について打診したが、個別事案についてコメントできないとのことで、参加を見送られた。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 家庭裁判所調査結果

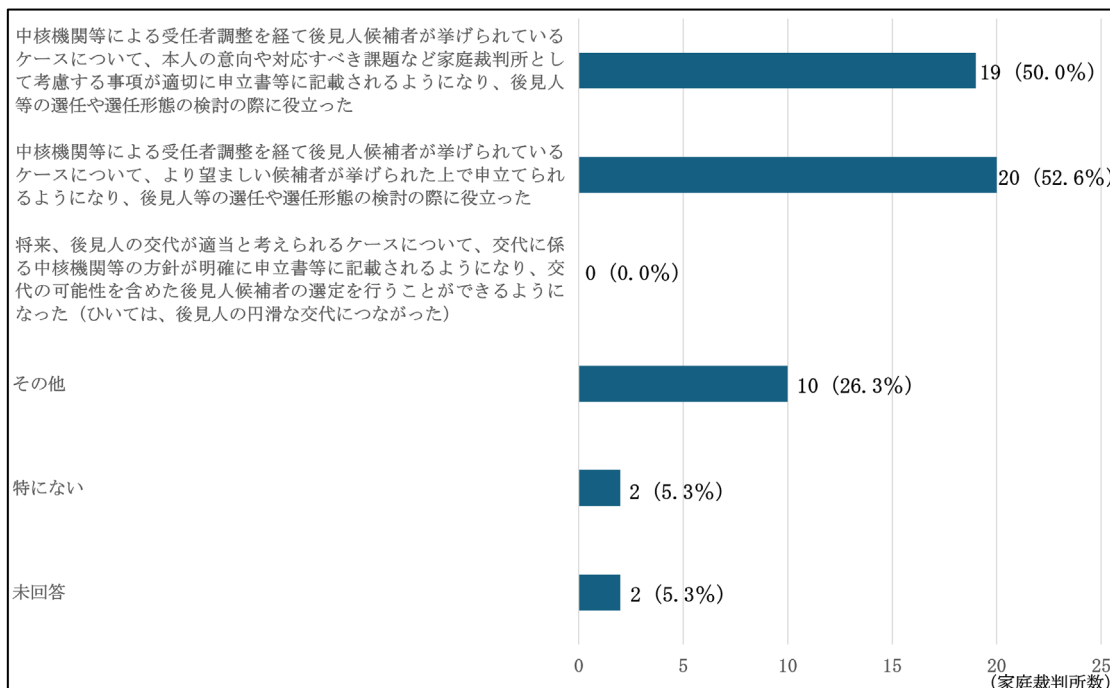
今回調査した家庭裁判所（50 庁）のうち、家庭裁判所における後見人の選任の考慮要素や選任イメージの市区町村との共有について、管轄区域内の全ての市区町村に共有しているのは 7 庁（14.0%）、一部の市区町村に共有しているのは 31 庁（62.0%）、全く共有していないのは 12 庁（24.0%）であった。

後見人の選任の考慮要素や選任イメージを市区町村に共有している家庭裁判所（38 庁）について、主な共有例としては、「市区町村が行う研修会、意見交換会、受任者調整に係る模擬的な事例検討会等に参加して共有している」のは 25 庁（65.8%）、「後見人の区分（専門職、市民後見人等）を選択する場合の大まかな考え方を共有している」のは 20 庁（52.6%）であった。

また、共有に至った経緯は、「市区町村からの働き掛け」が 29 庁（76.3%）、「家庭裁判所からの働き掛け」が 12 庁（31.6%）、「その他」が 3 庁（7.9%）であった。

共有することにより、家庭裁判所が行う取組に役立った内容として、「中核機関等による受任者調整を経て後見人候補者が挙げられているケースについて、本人の意向や対応すべき課題など家庭裁判所として考慮する事項が適切に申立書等に記載されるようになり、後見人等の選任や選任形態の検討の際に役立った」のは 19 庁（50.0%）、
「中核機関等による受任者調整を経て後見人候補者が挙げられているケースについて、より望ましい候補者が挙げられた上で申立てられるようになり、後見人等の選任や選任形態の検討の際に役立った」のは 20 庁（52.6%）であった（図 5-11 参照）。

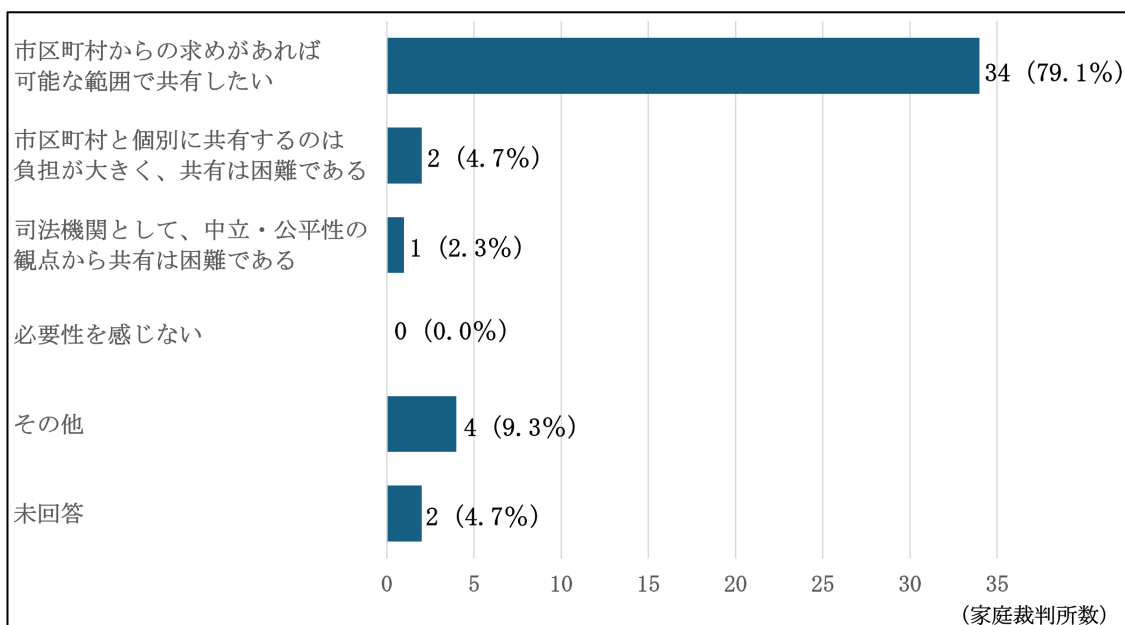
図 5-11 共有することにより、家庭裁判所が行う取組に役立った内容



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、後見人の選任の考慮要素や選任イメージを市区町村に共有している家庭裁判所数（38）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

家庭裁判所における後見人の選任の考慮要素や選任イメージを共有していない市区町村がある家庭裁判所（43 庁）について、今後、共有することについての意見を調査したところ、「市区町村からの求めがあれば可能な範囲で共有したい」が 34 庁（79.1%）であり、「必要性を感じない」とした家庭裁判所はみられなかった（図 5-12 参照）。

図 5-12 共有していない市区町村がある場合、今後、共有することについての意見



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、共有していない市区町村がある家庭裁判所数（43）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

共有に関する必要性や意義に関する意見として、「選任の考慮要素や選任のイメージを共有した市町村から受任者調整会議で話し合った内容（候補者や最適と考える職種等）を裁判所に伝えてもらえるようになり、選任の際の参考となっている。」といった意見がみられた（表 5-15 参照）。

表 5-15 共有する必要性や意義に関する意見、共有に当たっての課題や市区町村に求めたいこと

○選任の考慮要素や選任のイメージを共有した市町村から受任者調整会議で話し合った内容（候補者や最適と考える職種等）を裁判所に伝えてもらえるようになり、選任の際の参考となっている。今後も選任の考慮要素や選任のイメージを共有していきたい。
○受任者調整により候補者となった者が選任されるよう選任の考慮要素や選任イメージを共有することは必要であるが、管轄区域内の市町村において、そこまで取組が進んでいるところが少ない。
○後見人の選任は、裁判所の判断事項であるが、後見人の受任者調整等によって、権利擁護支援チームの形成支援機能が発揮され、裁判所が同支援機能により示され

た情報を十分に考慮した上で適切な後見人等の選任を判断することによって、後見人の選任後の円滑なチームによる支援につながり、本人中心の権利擁護支援が実現されることになることからすると、裁判所における後見人の選任の考慮要素や選任イメージを市区町村と共有することは重要である。

○中核機関や市町村が考える候補者のイメージと、裁判所での選任イメージを共有することで、事案の内容に応じた、より適正な後見人等の選任が期待できる。ただし、裁判所は個別事案について中核機関等の意思決定に関与することはできないので、飽くまで一般論での意見交換となる。

(注) 当省の調査結果による。

エ まとめ

後見人の選任は家庭裁判所の判断事項となるが、家庭裁判所における後見人選任の考慮要素や選任イメージを市区町村と共有することにより、より適切な候補者が市区町村から推薦され、家庭裁判所の後見人選任がスムーズになると考えられるが、調査結果によると、受任者調整会議に家庭裁判所が参加（オブザーバー参加）している市区町村は5.3%、事例検討会に家庭裁判所が参加している市区町村は1.7%、選任の考えについて共有している市区町村は12.6%にとどまっている。

家庭裁判所調査によると、本項目について連携に至った経緯として「家庭裁判所からの働き掛け」が31.6%となっており、他の項目（制度の広報、相談対応：11.1%、市民後見人の養成：0.0%、後見人の支援：17.9%）と比較して高い割合となっている。また、連携により家庭裁判所の取組の役に立ったとする割合も他の項目に比べて高くなっている。

市区町村から見ても、選任の考え方が共有されることは、選任の迅速化や適正化につながるものと考えられ、調査でもそうした声が認められた。

（6）市民後見人の養成

ア 制度の概要

老人福祉法第32条の2第1項において、市町村は、市町村長申立ての円滑な実施に資するよう、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施等の措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、同法第32条の2第2項において、都道府県は、前述の措置の実施に関し、助言その他の援助を行うように努めなければならないとされている。

第二期計画では、市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人として選任されている人を指すとされている。また、第二期計画では、市民後見人の養成について、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待されており、具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等が連携して、市民後見人候

補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援の在り方、その他の活躍支援の体制の在り方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられるとされている。

イ 市区町村調査結果

市民後見人の養成について、市区町村及び家庭裁判所の連携状況を調査したところ、「市民後見人養成研修等において家庭裁判所が講演を実施」しているのは 197 市区町村（13.1%）、「市民後見人養成研修等の内容の決定に家庭裁判所が協力」しているのは 44 市区町村（2.9%）であった（図 5-1 参照）。

また、市区町村からは、「市民後見人養成研修において家庭裁判所が講義することは、講座を受講する住民は日常生活において、家庭裁判所と接点がないため、こういった接し方をしてくるのか実態を知ってもらう点などで有意義である」といった意見がみられた。

ウ 家庭裁判所調査結果

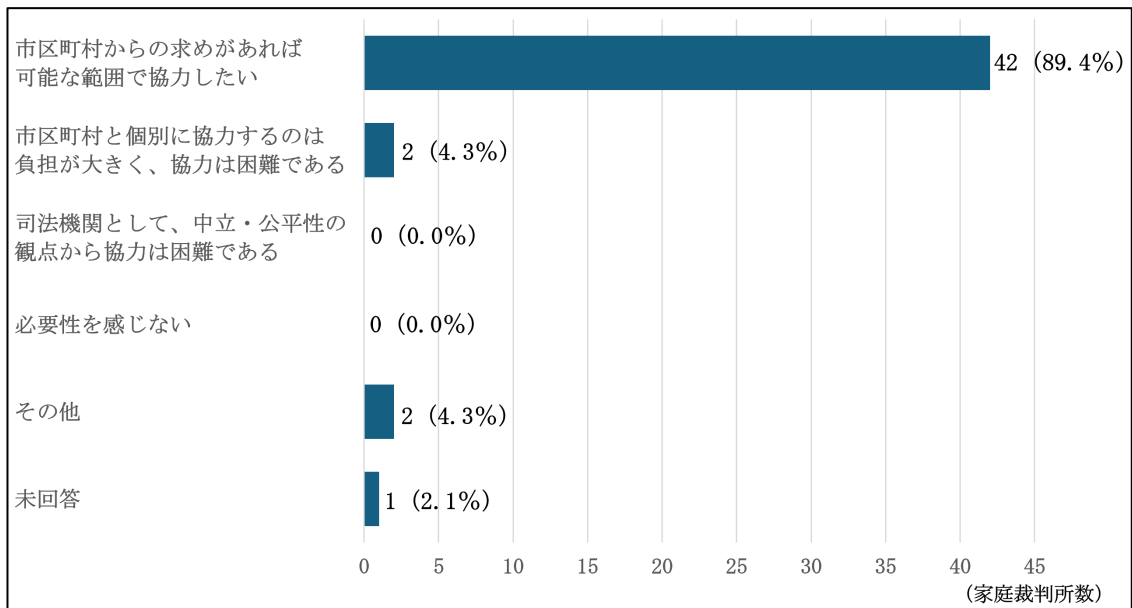
今回調査した家庭裁判所（50 庁）のうち、市民後見人養成研修への協力について、管轄区域内の全ての市区町村と協力しているのは 3 庁（6.0%）、一部の市区町村に協力しているのは 39 庁（78.0%）、全く実施していないのは 8 庁（14.0%）であった。

市民後見人の養成に協力している家庭裁判所（42 庁）について、主な協力例を調査したところ、市区町村が行う市民後見人養成研修の内容について助言しているが 4 庁（9.5%）、市区町村が行う市民後見人養成研修の講師を務めているが 35 庁（83.3%）、その他が 6 庁（14.3%）であった。

また、協力に至った経緯は、「市区町村からの働き掛け」が 36 庁（85.7%）、「その他」が 6 庁（14.3%）で、家庭裁判所から働き掛けた事例はみられなかった。

市民後見人の養成に協力していない市区町村がある家庭裁判所（47 庁）について、今後、協力することについての意見を調査したところ、「市区町村からの求めがあれば可能な範囲で協力したい」が 42 庁（89.4%）であった（図 5-13 参照）。

図5-13 協力していない市区町村がある場合、今後、協力することについての意見



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、協力していない市区町村がある家庭裁判所数（47）としている。
 3 小数点第二位を四捨五入しているため、割合の合計は100にはならない。

協力に関する必要性や意義に関する意見として、「そもそも市民後見人は「裁判所」という存在自体、ハードルが高い場所だと思われ、そのハードルを下げる意味でも、研修講師も含め、市民後見人と裁判所が接する場面を増やしていく必要はあると感じている。」といった意見がみられた（表5-16 参照）。

表5-16 協力についての必要性や意義に関する意見、協力に当たっての課題や市区町村に求めたいこと

○後見制度の利用が必要な本人が潜在的におり、今後も増えていく中、後見人等の人材不足が生じることは容易に想定でき、市民後見人の活躍の場は増えていくことになる。そういった意味で市民後見人の育成は必須であり、また、市民後見人が経験を積むことで、最初から単独で後見人を行う体制も今後は検討する必要がある。そもそも市民後見人は「裁判所」という存在自体、ハードルが高い場所だと思われ、そのハードルを下げる意味でも、研修講師も含め、市民後見人と裁判所が接する場面を増やしていく必要はあると感じている。

また、管轄区域内の支部等によっては、管轄する市区町村が多く、市町ごとに個別に講師派遣を行うことへの事務負担が大きくなっているため、養成研修を県単位で行う等の開催方法の合理化の検討をお願いしたい。

○家庭裁判所は市民後見人養成の取組を直接行う立場ではないが、多様な担い手が確保されることは、本人の権利擁護支援に向けた適切な後見人の選任、更には将来にわたって担い手を安定的に確保するという観点からも、家庭裁判所にとっても意義のある取組と考えている。可能な範囲で協力したい。

○市民後見人養成研修などは土日などの休日及び夜間に実施されることが多いと思われるが、休日出勤する職員の負担もあるため、平日の開庁時間帯の実施も検討してほしい。

(注)当省の調査結果による。

エ まとめ

市民後見人の養成については、第二期計画中間報告書や令和7年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」において、既に議論されている論点であるため、本調査では、市区町村及び家庭裁判所の連携という観点に絞って調査した。

調査によると、連携の方法としては市民後見人養成研修等において家庭裁判所が講演するという方法が多くなっている。これについては、市区町村、家庭裁判所ともに、有意義であるとの回答がみられた。

また、家庭裁判所調査によると、「市区町村からの求めがあれば可能な範囲で協力したい」との回答が89.4%となっている。

（7）後見人の支援

ア 制度の概要

民法第863条第1項において、「後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。」とされている。

第二期計画では、後見人等に対する支援は、福祉・行政・法律専門職などの多様な主体による「支援」機能の中の「権利擁護支援チームの自立支援機能」として位置付けられ、裁判所については、「運用・監督」機能の中の「適切な後見事務の確保」機能として、司法機関としての立場から後見人等の相談対応や助言を行うことが期待されている。また、第二期計画では、優先的に取り組む事項として、親族後見人への支援が挙げられており、市町村・中核機関は、必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談などに応じることのできる相談体制を整備することが求められている。

最高裁判所は、各家庭裁判所の事件部及び事務局の各職員を参加者とする後見関係事件事務打合せを開催し、後見人への支援に関する工夫例やあい路等について、意見交換を行っている。その中で、参加庁からは、裁判所の窓口で福祉・行政の相談窓口一覧を配布し、後見人支援につなげているという紹介のほか、裁判所において中核機関における後見人支援の実情を把握した上で後見人に相談窓口を案内することが重要との意見があったとしている。

さらに、第二期計画中間報告書では、中核機関が親族後見人の情報を網羅的に把握していないため、独自のアプローチや支援の提案等を行うのが難しい状況にあり、支援に当たっては、家庭裁判所との連携において、中核機関と家庭裁判所との間で後見

人の情報を共有するための法的根拠がなく、現状では情報の共有が困難なため、中核機関による親族後見人への支援の実効性が高まらないという課題があるとされている。

イ 親族後見人からの聴取結果

実際に後見人として活動している親族後見人本人に、後見活動を行う上での課題や苦慮している事項のほか、市区町村や中核機関から受けた支援ニーズについて調査した¹⁷ところ、「家庭裁判所に提出する報告書の作成の負担が大きい。」、「親族後見人の横のつながりがないので講習会等の機会を設けてほしい。」といった意見がみられたほか、「後見人の後見事務に対して、中核機関がどのような支援を行ってくれるのか分からない。」といった声もあった（表5-17 参照）。

表5-17 親族後見人における後見活動上の課題や苦慮事項、支援ニーズの内容

後見活動上の課題、苦慮事項
○家庭裁判所に提出する定期報告書類の作成の負担が大きい。 ○家庭裁判所への報告が煩雑で負担が大きい。特に、様々な書類を保存し、その記載内容から収支をまとめなければならないことに負担を感じる。 ○定期報告書類の記載方法について家庭裁判所に相談したが、ホームページを参照するよう言われ、また、書類様式は裁判所ホームページ掲載のものを印刷するよう言われるが、対応できない人もいたので、配慮してほしい。 ○定期報告書類の様式変更があったが、家庭裁判所から詳細な説明はなく、中核機関に相談した際に同機関から指摘されるまで知らなかった。 ○後見事務の内容が被後見人の意思に沿ったものか、意思の確認方法や確認結果を家庭裁判所に報告することとなっているが、どの程度確認すればよいか、家庭裁判所から目安が示されていないため報告に困っている。
受けたい支援内容
○親族後見人の横のつながりがないので講習会等の機会を設けてほしい。 ○特に、家庭裁判所への報告書類の作成は煩雑なため、中核機関に支援してほしい。 ○後見人の後見事務に対して、中核機関がどのような支援を行ってくれるのか分からない。

（注）当省の調査結果による。

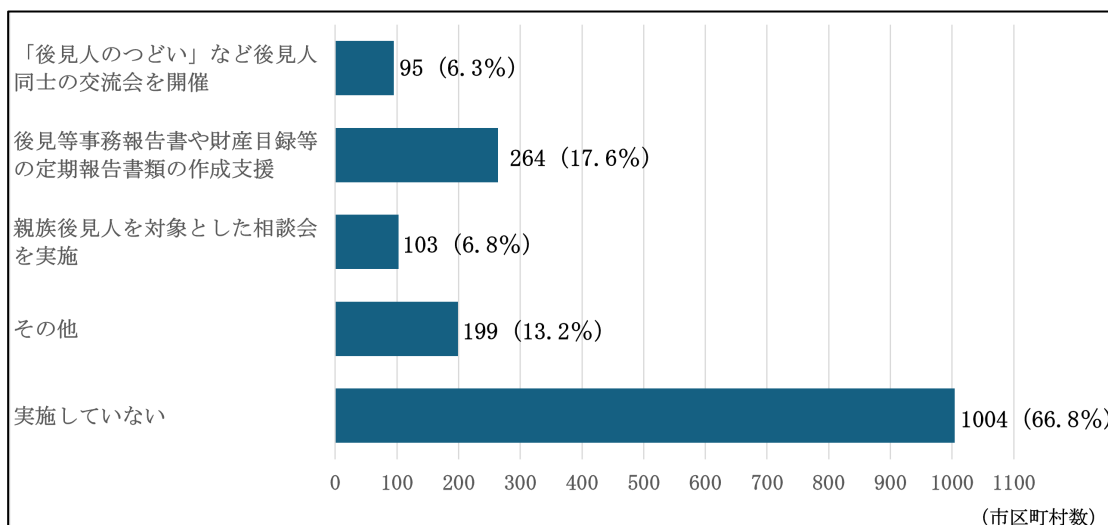
ウ 市区町村調査結果

（ア）親族後見人への支援状況

市区町村及び中核機関が実施している親族後見人への支援状況について調査したところ、家庭裁判所への「定期報告書類の作成支援」などを行っている市区町村や中核機関が一定数あるものの、親族後見人支援を「実施していない」のは1,004市区町村（66.8%）であった（図5-14 参照）。

¹⁷ 協力を得られた12人の親族後見人から聴取した。

図 5-14 市区町村及び中核機関における親族後見人への支援状況



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合については、回答のあった 1,504 市区町村を母数として算出している。
 3 複数回答可のため、割合の合計は 100 にはならない。

また、後見人同士の交流会を開催している市区町村によると、交流会の参加者から、「毎回参加するたびに、有意義な話を聞けて、知識のブラッシュアップにつながっている。参加者の悩みや思いが安心につながるよう、今後も続けてほしい。」という声が聞かれたとしている（表 5-18 参照）。

そのほか、親族後見人に対するアンケート調査を行い、後見人の課題等を把握している市区町村もみられた。

表 5-18 支援内容に対する親族後見人の声

親族後見人同士の交流会や懇談会を開催している市区町村が把握している参加者の声
○毎回参加するたびに、有意義な話を聞けて、知識のブラッシュアップにつながっている。参加者の悩みや思いが安心につながるよう、今後も続けてほしい。 ○今まで相談できる人がいなかった。貴重な話を多く聞いた。 ○専門的な助言、分かりやすい制度の説明及び質疑でも十分に理解できた。今日からでもいかせる知識を学び得る有意義な研修となった。 ○今後迷った時の相談先が分かったため、泣きつくところがあるという安心感があった。グループミーティングで他の方々の現状を聞いたことが良かった。 ○知りたかったことのアドバイスを受けられ、有意義であった。 ○これまで抱えていた不案内な事情等、不安が解消した。
親族後見人に対してアンケート調査をしている市区町村が把握している親族後見人の声
○家庭裁判所に提出する報告書類の作成に苦慮している。

- 管理監督している全ての事項に報告義務があり、判断に当たっては家庭裁判所の了承を得る必要があり面倒である。
- 各種支払や通帳、レシート管理など金銭管理に苦慮している。

(注) 当省の調査結果による。

さらに、市区町村及び中核機関に対して、親族後見人支援に当たり苦慮している事項を確認したところ、後見人の連絡先や所在等が不明であることから、家庭裁判所に情報共有を求めても断られたなど、支援を行うに当たって必要となる情報が不足しているために、十分に支援ができていない状況がみられた（表 5-19 参照）。

表 5-19 親族後見人支援に当たり苦慮している事項

- 初めて「親族後見人のつどい」を開催するに当たり、親族後見人の所在情報を有していなかったため、作成した開催案内のチラシをどこに配布すべきか分からず、個別に関係団体に対して周知を実施したが、結果的に参加した親族後見人は 2 人であった。
- 効果的な対象者の把握方法が分からないことから、アウトリーチ型の支援ができずに悩んでいる。
- 親族後見人への支援を行いたいと考えているが、親族間で手続きを行うなど、中核機関を経由しないケースでは親族後見人の情報がなく苦慮している。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 家庭裁判所との連携状況

親族後見人の支援について、市区町村及び家庭裁判所の連携状況を調査したところ、「家庭裁判所が後見人に発送する書類に中核機関等の案内資料等を同封」しているのは 73 市区町村（4.9%）、「後見人のつどい」に家庭裁判所が参加しているのは 11 市区町村（0.7%）であった（図 5-1 参照）。

このうち、案内資料等の同封について、都道府県別の管内市区町村の実施率¹⁸を調査したところ、都道府県ごとにばらつきがみられた（表 5-20 参照）。

表 5-20 都道府県別の管内市区町村の実施率

事例	都道府県別の管内市区町村の実施率			
	最小	最大	平均値	中央値
家庭裁判所が後見人に発送する書類に中核機関等の案内資料等を同封している	0.0%	44.4%	5.1%	1.6%

(注) 当省の調査結果による。

この理由を調べるため、実施率が最大（44.4%）であった都道府県内の市町村に対して、資料を同封するに至った経緯を確認したところ、家庭裁判所が参加する連

¹⁸ 例えば、管内市区町村数が 50 の都道府県のうち、5 市区町村が「家庭裁判所が後見人に発送する書類に中核機関等の案内資料等を同封」していれば、実施率は 10.0%となる。

絡会において、他市町村の実施例を把握したことが、取組の実施につながったとしている（表 5-21 参照）。

表 5-21 家庭裁判所が参加する連絡会において、他市町村の取組例を把握した例

○後見人支援のため、親族後見人の交流会を開催していたが、参加者がなかなか集まらなかった。

家庭裁判所から親族後見人の情報を入手することは難しいと思ったが、県内の別の市区町村が、家庭裁判所が親族後見人に送付する資料にパンフレットを同封してもらっているという話を聞いたことがあった。そのため、家庭裁判所に相談したところ、親族後見人に初回に送付する書類の中に中核機関のパンフレットを同封することになった。

県内の別の市区町村が資料同封をしてもらっているという話は、家庭裁判所が参加する連絡会で把握した。

（注）当省の調査結果による。

また、家庭裁判所が後見人に発送する書類に同封した中核機関のチラシを見て、相談に至った事例がみられた（表 5-22 参照）。

表 5-22 家庭裁判所が後見人に発送する書類に中核機関等の案内資料等を同封している事例

○地域連携ネットワークの協議会において、市区町村から、誰が親族後見人であるのか分からず支援が難しいという課題を提起し、家庭裁判所に助言を求めたところ、家庭裁判所から、「他市区町村において、居住する親族後見人に初回に送付する書類の封筒に親族後見人支援に関するチラシを同封しているため、同様に対応することは可能である。」旨の発言があった。これを受け、家庭裁判所に対応を依頼しチラシを同封してもらうことになった。（再掲）

○被後見人が市区町村内に在住するケースで親族後見人が選任されるケースや、親族後見人が市区町村内に在住するケースについては、後見開始決定の書類を親族後見人に送付する際、弁護士等による親族後見人専門相談の案内チラシを同封するよう家庭裁判所に依頼している。

これまで親族後見人専門相談の案内は中核機関のホームページで周知を行っていたが、家庭裁判所から相談窓口の案内チラシを送付してもらったことにより、親族後見人から電話相談や専門相談が寄せられるようになった。

（注）当省の調査結果による。

他方、家庭裁判所に対して、後見人に発送する書類に中核機関等の案内資料等の同封を依頼したが断られた事例がみられた（表 5-23 参照）。

表 5-23 中核機関等の案内資料等の同封を断られた事例

○親族後見人に対する支援を強化するために、家庭裁判所が資料を送付する際に、中核機関が親族後見人からの相談を受け付けている旨を記載した資料を同封するよう依頼したものの断られた。明確な説明はなかったが、アウトリーチ型の支援を行うことには消極的な印象を受けた。
○親族後見人に対する支援を強化するために、家庭裁判所が資料を送付する際に、中核機関が親族後見人からの相談を受け付けている旨を記載した資料を同封するよう依頼したが断られた。 家庭裁判所は、A市の支援対象に当たる親族後見人だけでなく、A支部管轄の親族後見人全員にチラシを同封して発送することになるため、中にはA市の支援対象とならない親族後見人も含まれることになる。チラシを見た親族後見人がA市に支援を求め、同市から支援対象ではないと断られた場合、その苦情が家庭裁判所に来る可能性があることを危惧し、チラシの同封依頼には応じられないとしている。
○親族後見人に中核機関を知ってもらうため、家庭裁判所に周知用のパンフレットを親族後見人に渡してほしいとお願いしたが、断られたことがある（理由は不明）。

(注) 当省の調査結果による。

市区町村からは、「市内の親族後見人の把握に苦慮している。市内の親族等後見人に中核機関や親族後見人交流会等の案内を同封していただけるとありがたい。」「中核機関の役割に親族後見人等へのバックアップが位置付けられている。しかし、中核機関を通さない親族申立てや親族後見人の個別の情報を入手する方法がないし、権限が与えられる根拠法もないため、事業として達成できていない。」といった意見がみられた（表 5-24 参照）。

表 5-24 親族後見人への支援に関する意見要望

○後見人の情報を開示してほしい。家庭裁判所が後見人の氏名等を中核機関に提供することについて同意を得て、情報を提供する仕組みを整備してほしい。
○全く情報がない中で市が後見人を把握することは難しいため、後見人の情報を開示してほしい。
○親族後見人への交流会の案内を通知したいが中核機関には親族後見人の情報がないなど、家庭裁判所と中核機関との情報提供等について連携したい。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、家庭裁判所との連携によらずに中核機関独自の取組として支援している事例もみられた（表 5-25 参照）。

表 5-25 家庭裁判所との連携によらない支援の具体的内容

○事前相談のあった親族後見人に対して、家庭裁判所の審判後にも中核機関に対する活動状況の報告を依頼することで、その後も支援を継続できる関係を保つなどの工夫をしており、令和 6 年における親族後見人に対する支援実績は 20 件であった。

○事前相談のあった親族に対して、家庭裁判所の審判後も中核機関で相談を受け付けている旨を伝えており、親族後見人が活動で苦慮した際には連絡をもらって支援しているほか、親族申立ての結果、専門職が後見人に選任された場合は、親族と専門職後見人との間を取り持ち、親族が納得する後見活動が行われるよう支援している。

令和 7 年 12 月現在、親族（後見人に限らず、申立てを行った親族を含む。）が申し立てた事案のうち、継続的に支援しているのは 10～20 件程度で、中核機関において、親族申立てを行った者の多くは、家庭裁判所の審判後も継続的に支援できている。

（注）当省の調査結果による。

エ 家庭裁判所調査結果

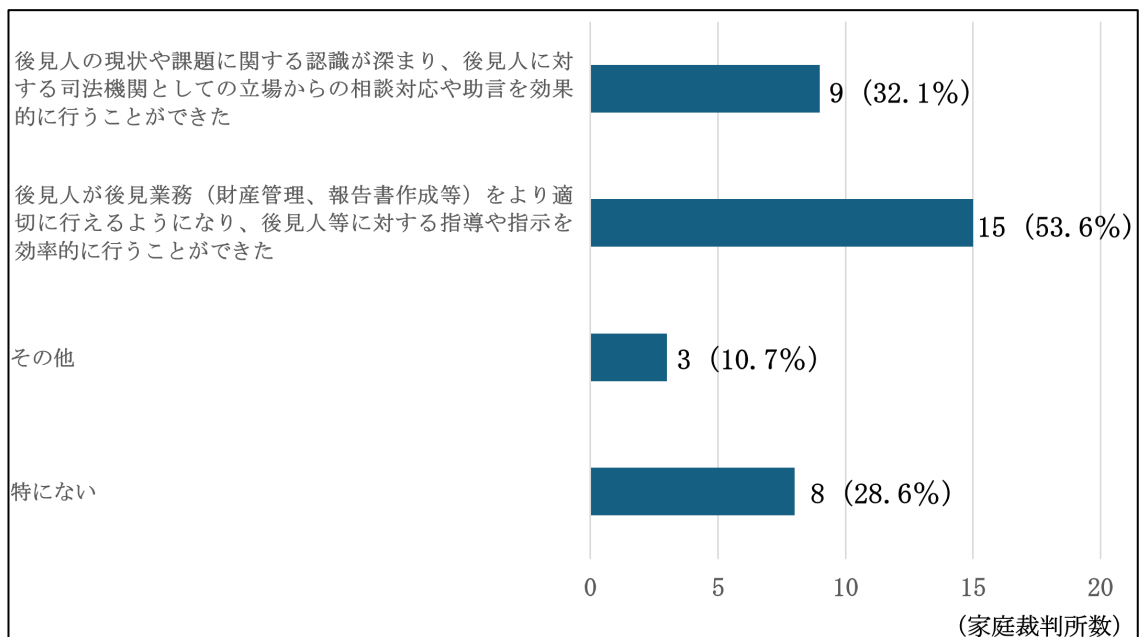
今回調査した家庭裁判所（50 庁）のうち、後見人への支援について、管轄区域内の全ての市区町村と連携しているのは 1 庁（2.0%）、一部の市区町村と連携しているのは 27 庁（54.0%）、全く実施していないのは 22 庁（44.0%）であった。

後見人支援に関して市区町村と何らかの連携をしている家庭裁判所（28 庁）について、主な連携例としては、市区町村が実施する後見人の交流会（「後見人のつどい」等）へ参加しているのは 3 庁（10.7%）、後見人に郵送する資料に中核機関のパンフレットを同封するなど、後見人への周知・広報で連携しているのは 9 庁（32.1%）、その他が 17 庁（60.7%）であった。

また、協力に至った経緯は、「市区町村からの働き掛け」が 24 庁（85.7%）、「家庭裁判所からの働き掛け」が 5 庁（17.9%）であった。

連携することにより、家庭裁判所が行う取組に役立った内容を調査したところ、「後見人の現状や課題に関する認識が深まり、後見人に対する司法機関としての立場からの相談対応や助言を効果的に行うことができた」が 9 庁（32.1%）、「後見人が後見業務（財産管理、報告書作成等）をより適切に行えるようになり、後見人等に対する指導や指示を効率的に行うことができた」が 15 庁（53.6%）であった（図 5-15 参照）。

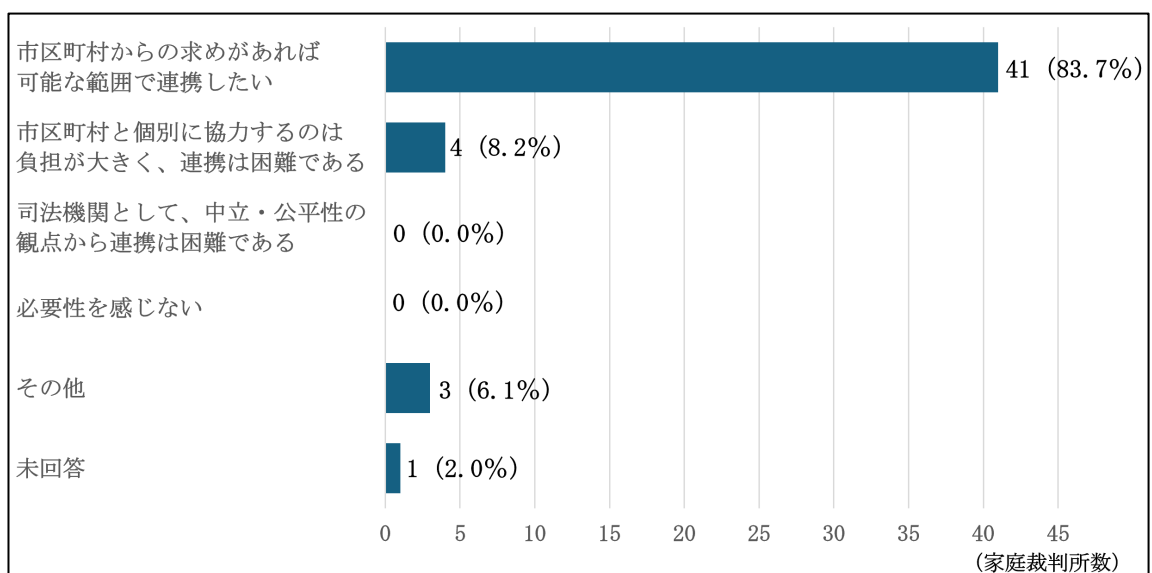
図 5-15 連携により、家庭裁判所が行うとされている取組に役立った内容



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、後見人への支援について連携している家庭裁判所数（28）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

後見人支援に関して連携していない市区町村がある家庭裁判所（49 庁）について、今後、連携することについての意見を調査したところ、「市区町村からの求めがあれば可能な範囲で連携したい」が 41 庁（83.7%）で、「必要性を感じない」とする家庭裁判所はみられなかった（図 5-16 参照）。

図 5-16 連携していない市区町村がある場合、今後、連携することについての意見



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 割合の分母は、連携していない市区町村がある家庭裁判所数（49）としている。
 3 複数回答可のため、割合の合計は100にはならない。

連携に関する必要性や意義に関する意見として、「中核機関ごとに連携を希望する内容が異なると、個別に協力するのは負担が大きい。県内の全中核機関の情報が掲載されているパンフレットなどがあれば、窓口で配布したり、郵送する資料に同封したりするのは可能である。」といった意見がみられた（表 5-26）。

表 5-26 連携についての必要性や意義に関する意見、連携に当たっての課題や市区町村に求めたいこと

○中核機関ごとに連携を希望する内容が異なると、個別に協力するのは負担が大きい。県内の全中核機関の情報が掲載されているパンフレットなどがあれば、窓口で配布したり、郵送する資料に同封したりするのは可能である。
○管内において、選任後の後見人に対する支援機能を実質的に備えている市町村はないため、現在のところ連携に至っていない。
○後見人が中核機関等につながり、中核機関等がフォローアップ等を継続することで、後見人や被後見人が孤立しない環境を構築できると思料する。そのため、可能な範囲で、連携に尽力していきたい。
○選任後の後見人に関する連携は、個別事件についての相談につながる可能性もあるため、司法機関としての中立性・公平性の観点から対応が難しい面もある。

（注）当省の調査結果による。

オ まとめ

成年後見は、制度上、市区町村を経ずに直接家庭裁判所に申し立てることが可能であり、こうしたケースについては、市区町村は後見人及び被後見人の連絡先等を把握することができない。

親族後見人からの聴取結果によると、家庭裁判所に提出する報告書の作成が負担である、横のつながりがないため講習会の機会を設けてほしいといった支援ニーズが聴かれた。

市区町村調査によると、親族後見人にアンケート調査を行い、こうした支援ニーズを把握している市区町村もみられたものの、66.8%の市区町村は親族後見人支援を実施していなかった。市区町村からは、親族後見人の連絡先が分からないため、親族後見人に対するアプローチを行うことに苦慮しているとの声が多数挙がっている。市区町村が親族後見人支援を実施しない理由として、親族後見人の連絡先が分からないことが大きいと考えられる。

こうした中、市区町村の支援内容を親族後見人へ案内するための手段として、家庭裁判所が後見人に発送する資料にパンフレット等を同封する取組が一部の市区町村で行われている。市区町村調査では「家庭裁判所から相談窓口の案内チラシを送付してもらったことにより、親族後見人から電話相談や専門相談が寄せられるようになった。」とする事例がみられた。

また、市区町村調査によると、こうしたパンフレット同封の実施率は 4.9%となっているが、これを都道府県単位でみると、特定の都道府県で実施率が高くなっている。

調査では、県内の他市町村で同封の取組がされていることを知って家庭裁判所に相談したところ、取組が始まることになった事例がみられた。このように、(都道府県内)他市区町村の事例を基に、家庭裁判所と相談することも有効と考えられる。

家庭裁判所は、パンフレットの同封を含む後見人支援について、後見人支援に関して連携していない市区町村がある家庭裁判所(49庁)のうち、「市区町村からの求めがあれば可能な範囲で連携したい」との回答が83.7%となっており、実際に連携できている市区町村の事例がある一方で、特定の市区町村のみ同封する訳にはいかないという理由で断られている市区町村の事例もみられた。また、県内の全中核機関の情報が掲載されているパンフレットなどがあれば、郵送する資料に同封するのは可能であるとする家庭裁判所もみられた。

さらに、家庭裁判所との連携によらない支援として、中核機関に事前相談があったケースについてフォローアップを行い、後見人選任後も継続的に支援している事例もみられた。

市区町村が親族後見人の支援を行う上で、親族後見人の氏名や連絡先の情報は不可欠であると考えられるため、個人情報の保護に配慮しつつ、こうした情報を市区町村が入手できるよう、運用を工夫することが必要であると考えられる。

【所見】

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 市区町村が行う後見人支援に資するよう、親族後見人の連絡先等を市区町村が把握するための方策を検討すること。

例えば、家庭裁判所において親族後見人に送付する書類に中核機関のパンフレットを同封するよう依頼することや、同意がある者について家庭裁判所から中核機関にその者の氏名等を情報提供することなどが考えられる。